

〔論文〕

データで見る我が国の宗教事情と日本基督教団の教勢

土井 省悟

— 目 次 —

- 1 我が国の宗教事情
- 2 包括宗教法人日本基督教団
- 3 教団の目的と教勢
- 4 現住陪餐会員数の減少要因
- 5 現住陪餐会員の減少の原因
- 6 教会の財政構造と現住陪餐会員数の重要性
- 7 教師と信徒
- 8 召命と喜びの共同体—ひそかな期待

キーワード：宗教法人法、現住陪餐会員数、牧師と信徒

本稿は、プロテスタント・キリスト教会の日本における最大の宗教団体である日本基督教団の教勢の長期低落を確認し、その是正のための対策を考えていく糸口としていくことを目的にしている。

1 我が国の宗教事情

(1) 宗教団体と宗教法人

我が国では、信教の自由が保障されており、宗教活動を行うのは自由である。

同じ宗教を信じる個人が集まり、宗教団体が形成される。宗教団体が、信じる宗教を広める布教活動や宗教的儀式等の宗教活動を行っていく中で宗教団体の資産や財産が形成されていく。宗教団体が、独立した団体として活動していくにあたっては、宗教活動に付随して第三者と取引したり、その団体の財産を管理運営していく必要が出てくる。宗教団体が社会とのかかわりを増すにつれて、権利義務の主体となる能力である人格（法人格）を備える必要が出てくるのである。宗教団体が法人格を取得するために、1951（昭和26）年に制定されたのが宗教法人法である。

宗教法人法第1条第1項では、この法律の目的は「宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他の目的の達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教法人に法律上の能力を与えること」と規定され、第2項では、「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈されてはならない」と規定されている。

宗教団体が法人格を取得した場合、不動産を法人名義で登記することができるようになるなど財産管理上の利点が与えられるほか、各種の税制上の非課税措置が適用される。もちろん、宗教法人法その他の法令の適用を受けることになり、それらに定められた規則を守る義務も生じてくる。宗教法人法は、宗教団体の目的である純粋に宗教上の事項に全く関与することなく、世俗的な業務のすべてを「宗教法人の事務」として、その事務を規定したものである。

宗教団体は、宗教法人法に定められた手続きを踏んで、当該宗教団体の規則を定め、所轄庁（都道府県知事又は文部科学大臣）の認証を受け、登記することによってはじめて宗教法人となる。法人は自然人（人間）と違って、法律上の概念であり直接その姿は見えない。だから法人は組織の存在などの基本的な事項を書面で明らかにしておく必要があるわけである。この書面が「規則」である。この規則により、宗教法人として健全な運営が行われることが要請されているのである。後に述べるように、包括宗教法人である日本基督教団という法人は、「宗教法人『日本基督教団』規則」（日本基督教団事務局編 2011:148-164）によって存在が明らかになっているのである。この規則がなければ、日本基督教団という法

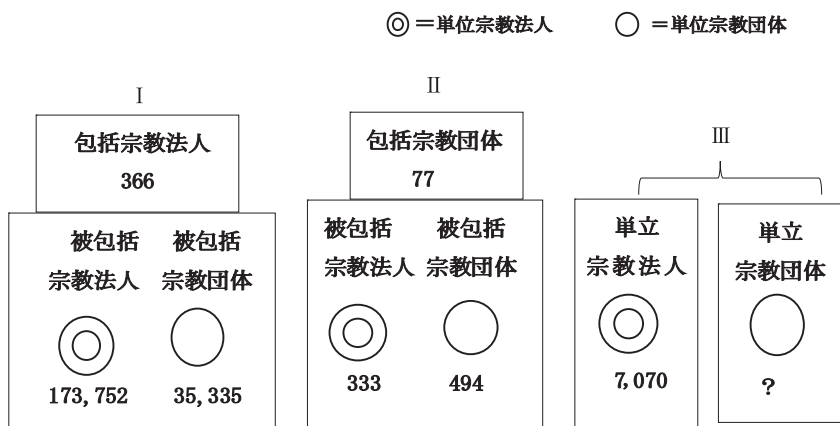
人は存在しないのであり、自然人の集合体としての宗教団体があるだけである。このことは、日本基督教団に所属している法人格を取得した教会（法人教会）についても言える。

宗教法人法において「宗教団体」とは、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的に掲げる団体」であって、「礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体」及びこれらの「団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これに類する団体」（宗教法人法第2条）である。つまり、①宗教の教義をひろめ、②儀式行事を行い、③信者を教化育成する目的を持つ宗教団体（単位宗教団体）とそれら団体を包括する宗教団体（包括宗教団体）がこの法律によって宗教法人となるのである。

（2）宗教団体のグループ分け

宗教団体は、法人化するか、否か。包括団体に包括されて被包括宗教団体になるか否か、その包括宗教団体が法人化しているか否かによって、3種類に分類できる。

図1 宗教団体のグループ分け



（出典）文化庁編『宗教年鑑』（平成29年度版）1、28、29、33頁を参考に作成。

（注）図中の数字は法人数、団体数。表1参照。

第Ⅰは包括宗教法人に包括される単位宗教法人と単位宗教団体、
第Ⅱは包括宗教団体に包括される単位宗教法人と単位宗教団体、
第Ⅲはどの包括宗教法人や包括宗教団体にも属さない単立宗教法人と単立宗教団体、である。

(3)「包括・被包括」の意味

宗教法人間の「包括・被包括関係そのものは支配・制約等を意味するものではない。両者間の具体的な内容はその宗教の教義や信仰共同体の在り方に基づいて、両者間の取り決めや約束によって決定され、それは両者間の規程に定められるのである」(宗教法人法第18条第5項)。「包括宗教団体も被包括宗教団体も宗教法人であるなら、法律上、人格は平等であるから、両者は対等の関係にある。包括宗教法人と被包括宗教法人との関係は民法上一種の委託契約関係にあるとみられる」(文化庁 2004:3)。

包括宗教法人である日本基督教団の被包括宗教法人はその法人の規則⁽¹⁾に「この法人の包括宗教団体は、宗教法人『日本基督教団』とする」と明記し、その目的を「この法人は、日本基督教団の教憲、教規および同教団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ伝え、人々をして救いの恩寵に与らせ、礼拝、儀式及び行事を行い、信徒を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務を行う」(第3条)と規定している。包括宗教法人日本基督教団とその構成要素である単位宗教法人である各教会との具体的な包括・被包括関係は、日本基督教団の教憲、教規および規則に定められているのである。⁽²⁾

(4)多様な宗教団体(法人)と総人口数を超える信者数

表1は平成29(2017)年度版『宗教年鑑』によって、宗教団体(法人)の数を各教派毎に示したものである。『宗教年鑑』では、「日本には、神道、仏教、キリスト教、諸派など多種多様な宗教文化が混在して」(文化庁編 2017:1)いるとして、宗教団体を、神道系、仏教系、キリスト教系、諸派に区分してデータを示している。キリスト教系の宗教団体は旧教と新教にわけられている。日本基督教団は新教である。諸派とは「神道系、仏教系、キリスト教系のそのいずれとも特定できない教団を言う。すなわち、神道と仏教とキリスト教など、複数の宗教が混合してできた宗教や、それらの宗教のいずれとも関係なく、独自に創唱された宗教」であり、天理教や成長の家などが含まれている(前掲同書:24)。

表1 宗教法人と宗教団体の数（2016（平成28）年12月31日現在）

所轄	区分	単 位 宗 教 法 人									包括宗教団体	包括宗教団体に れる宗教団体	単立宗教団体
		被 包 括 宗 教 法 人(団体)							小 計	合 計			
	系統	包括宗教法人	大臣所轄包括宗教法人 に包括される宗教法人	大臣所轄包括宗教法人 に包括される宗教団体	知事所轄包括宗教法人 に包括される宗教法人	知事所轄包括宗教法人 に包括される宗教団体	非法人宗教団体に 包括される宗教法人	単立宗教法人					
文部	神道系	124	23				1	71	95	219			
科学	仏教系	157	168				4	132	304	461			
大臣	キリスト教系	64	41				2	215	258	322			
所轄	諸派	29	26					54	80	109			
	計	374	258				7	472	737	1,111	77		?
都道	神道系	6	82,524		139		112	1,990	84,765	84,771			
府県	仏教系	11	74,043		65		168	2,588	76,864	76,875			
知事	キリスト教系	7	2,744		29		38	1,621	4,432	4,439			
所轄	諸派	1	13,921		2		8	369	14,300	14,301			
	計	25	173,232	35,212	235	123	326	6,568	180,361	180,386	77	494	?
	合計	399	173,490	35,212	235	123	333	7,040	181,098	181,497	77	494	?

（出典）文化庁編『宗教年鑑平成29年版』の28頁と33頁の表から作成。

『宗教年鑑』のデータは、宗教法人法に従って所轄官庁から認証を受けた単位宗教法人のデータによって得られたものである。宗教法人の認証を受けていない宗教団体の数は把握することが出来ない。単位宗教団体の数が「？」になっているのはそのためである。空欄になっているのは、その数が『宗教年鑑』では明示されていないからである。包括宗教団体数77は、包括宗教団体の被包括宗教法人の届出によって把握された数字である。

表1によれば、我が国には包括宗教法人399と単位宗教法人（被包括宗教法人と単立宗教法人）18万1,098を合わせた18万1,497の宗教法人が存在することを示している。

表2は「系統別」の宗教法人数と信者数をまとめたものである。宗教法人数で

みると神道系が8万4,990（46.8％）仏教系が7万7,379（42.6％）であり、神道系が仏教系を上回っているが、信者数でみると、神道系が8,473万9,699人（46.5％）、仏教系が8,770万2,069人（48.1％）であり、仏教系が神道系よりも多い。両者を合わせると法人数では16万2,369（89.5％）、信者数で、1億7,244万1,768人（94.6％）である。

信者数は、我が国の人口総数1億2,650万2千人（2018年4月1日現在の確定値）より多い。神道系と仏教系の信者数が我が国の人口よりも多いのは、「信者」の定義、資格はそれぞれ宗教団体が定めたものであり、その数え方もそれぞれに独自の方法がとられており、『宗教年鑑』⁽³⁾のデータはそれらの宗教団体からの報告を集計したものである。一方、キリスト教系は法人数にして4,761（2.6％）、信者数にして191万4,196人（1.1％）である。これは旧教を含んだデータであるから、新教（プロテスタント）の数字は、これらキリスト教系の数字よりも小さいのである。諸派を加えた信者総数は、1億8,226万6,404人であり、総人口の1.44倍である。これらの数字を見ると、日本は驚くべき宗教的国家であるように見える。

表2 我が国の単位宗教法人数と信徒数（平成28年12月31日現在）

宗教団体	単 位 宗 教 法 人											
系統	包括 宗教 法人	比率 %	被包括 宗教 法人	比率 %	単立 宗教 法人	比率 %	小 計	比率 %	合計	比率 %	信者数	比率 %
神道系	130	32.6	82,799	47.6	2,061	29.3	84,860	46.9	84,990	46.8	84,739,699	46.5
仏教系	168	42.1	74,448	42.8	2,720	38.6	77,211	42.6	77,379	42.6	87,702,069	48.1
キリスト教系	71	17.8	2,854	1.6	1,836	26.1	4,690	2.6	4,761	2.6	1,914,196	1.1
諸派	30	7.5	13,957	8.0	423	6.0	14,380	7.9	14,410	7.9	7,910,440	4.3
計	399	100.0	174,058	100.0	7,040	100.0	181,098	100.0	181,497	100.0	182,266,404	100.0

（出典）文化庁編『宗教年鑑 平成29年度版』34頁、35頁の表より作成。

（5）小さな宗教団体・日本基督教団

表3は、文部科学大臣所轄のキリスト教系包括宗教団体（法人を含む）64の被

包括宗教法人と信者数のデータを示したものである。表には旧教の14団体、新教50団体が一括して集計されている。我が国の宗教団体の中での日本基督教団の規模を知るために表では「(内) 教団」としてデータを示している。項目の中に「布教所」とあるのは、神道系と仏教系の仕分けにデータに合わせるためであろう。新教のうち教団の場合の「布教所」の数192は「伝道所」と考えてよいと思われる。

表3 文部科学大臣所轄宗教団体（法人）の被包括宗教法人・信者数（2016（平成28）年12月31日現在）

	宗教団体（法人を含む）							宗教法人						信者		
項目	教会	%	布教所	%	その他	計	%	教会	%	布教所	その他	計	%	人	%	
総計	5,763	100.0	735	100.0	15	6,516	100.0	2,773	100.0	1	11	2,785	100.0	960,253	100.0	
旧教 (14)	835	14.5	203	27.6	0	1,038	15.9	50	1.8	0	0	50	1.8	450,606	46.9	
新教 (50)	4,928	85.5	532	72.4	15	5,473	84.0	2,723	98.2	1	11	2,735	98.2	509,647	53.1	
(内) 教団	1,520	26.4	192	26.1	0	1,712	26.3	1,396	50.3	0	0.0	1,396	50.1	117,773	12.3	
新教内 比%	30.8		36.1			31.3		51.3				51.0		23.1		

（出典）『宗教年鑑平成29年度版』80～85頁の表より筆者作成。

教団の被包括宗教団体（法人も含む）は、1,712団体で、キリスト教系の宗教団体の26.3%、新教全体の5,473団体の31.3%を占める。そのうち宗教法人は1,396法人であり、キリスト教系全体の2,785法人の50.1%、新教全体2,735法人の51.0%を占める。⁽⁴⁾ 信者数11万7,773人はキリスト教系96万253人の12.3%を、新教全体の23.1%を占める。教団は被包括宗教法人数においても信者数においても、日本で一番規模の大きいプロテスタントの宗教団体であるといえる。けれども、信者数においては、我が国の総人口の0.93%、我が国全体の宗教人口1億7,254万6,404人の0.65%を占めるのにすぎない。

本稿は、宗教団体数と信者数において圧倒的な多数を占める神道と仏教という宗教（文化）環境の中での小さな宗教団体である日本基督教団の現状をデータで確認し、その将来を考える糸口にすることを目的にしているのである。

2 包括宗教法人日本基督教団

(1) 宗教法人「日本基督教団」規則と教憲・教規

日本基督教団は、宗教法人法に則って作成された「宗教法人『日本基督教団』規則」(以下、教団規則と略称)が文部科学大臣から認証され、登記された包括宗教法人である。⁽⁵⁾

その「教団規則」第3条には、その目的が次のように規定されている(日本基督教団事務局編 2011:148-164)。

「この法人は、日本基督教団の教憲、教規で定めるところにより、イエス・キリストの福音を宣べ伝え、教会及び伝道所を設立し、これを包括し、教化の使命を達成するため、伝道文書の発行、財産管理、その他の必要な業務及び事業を行うことを目的とする。」

日本基督教団は、被包括宗教団体として、法人格を取得した教会(法人教会:図1における◎であらわされている教会)と法人格を取得していない教会(非法人教会(伝道所も含む):図1における○であらわされている教会)とを包括する宗教法人である。

法人教会は、宗教法人法に則り、その教会の「規則」(教会規則と略称)が当該県知事からの認証に基づいて、宗教法人として登記された教会である。⁽⁶⁾その教会規則の第3条には、その目的が次のように記されている。

「この法人は、日本基督教団の教憲、教規及び同教団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ伝え、人々をして救いの恩寵に与らせ、礼拝、儀式及び行事を行い、信徒を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務を行う。」

非法人教会も当該教会の「規則」の第3条で、その目的が次のように記されている。

「この教会は、日本基督教団の教憲、教規並びに教会規則の定めるところにしたがって
教会的機能 および教務を行う。」

法人教会も非法人教会も、その教会規則のなかに、日本基督教団が包括宗教団体であることを明記している。

教団規則にも教会規則にも、宗教法人法が求める規則が定められている。宗教法人法第18条で「宗教法人には、3人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代

表役員とする」、「代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する」と定めている。宗教法人は少なくとも3人（の自然人）によって設立が可能だということである。

教団規則では責任役員は7人、会計監査委員は2名、責任役員のうち1人を代表役員とし（第5条）、「代表役員は、この教団総会の議長をもって充て、その他の責任役員は、教団総会において常議員のうちから選定する。」「会計監査委員は、教団総会において選任する」（第6条）となっている。したがって、教団の最高政治機関である教団総会（教憲第5条）で総会議長を選出すること（教規第7条）は、宗教法人日本基督教団の代表役員を決めることでもある（第13条②）。責任役員7名は、教団総会議長、副議長、書記および常議員の互選による4名である。7名が、常任常議員会という名の責任役員会を構成するのである（教規第37条）。

（2）教団の政治機構

教団は、教団総会、教区総会、教会総会をそれぞれの「最高の政治機関」として（教憲第5条、第6条、第7条）、「会議制によりその政治を行」い（教憲第4条）、宗教団体としての目的を遂行する包括宗教法人である。

1. 教団総会

教団総会では、総会議長、副議長、書記とともに教団総会議員の互選により教師14名、信徒13名の常議員が選出される（教規第7条および第30条）（図2参照）。教団総会で選出されたこれら30名が常議員会の構成メンバーとなる。常議員会は「2年毎に1回、10月に」（教規16条）召集される定期教団総会の閉会中、「総会の権限に属する常例の事項及び教団総会で委任を受けた事項等を処理する」（教規35条）機関である。

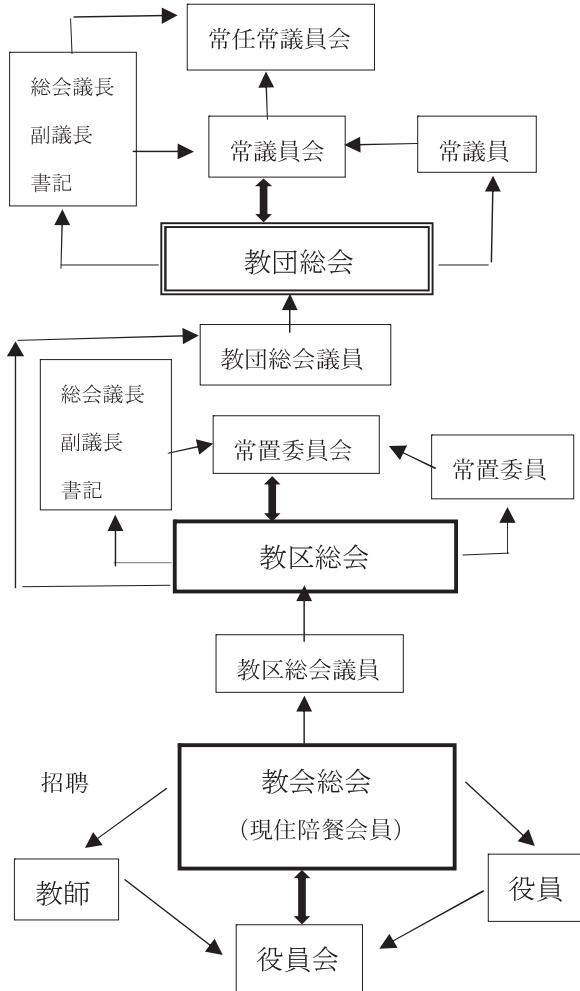
教団総会は、「教団所属教会の地域的共同体である」（教憲第6条）⁽⁷⁾ 教区の総会（教区総会）によって選挙された「教区総会議員である教師の185名」「教区総会議員である教会役員」185名、「常議員会の議決を経て教団総会議長の推薦した教師又は信徒30名」の400名で組織されるのである（教規第1条）。

2. 教区総会

教団総会議員は、教区の「最高の政治機関である」（教憲第6条）教区総会で選出される（教規第66条）⁽⁸⁾。教区総会では、教区総会議長、副議長、書記と常置委員が選出され常置委員会を構成する。常置委員会は、教団の常議員会と同じく教

区総会閉会中の諸事項を処理する機関である。

図2 教団総会、教区総会、教会総会



(出典) 日本基督教団事務局編『教憲教規および諸規則』より筆者作成。

教区総会は、当該教区内にあるそれぞれの教会の現住陪餐会員数を基にして決められた数の教師（牧師と伝道師）と当該教会の総会で選出された教会役員（信

徒）とによって組織される（教規61条）。

3. 教会総会

教会役員は、「教団所属教会の最高政治機関である」（教憲第7条）教会総会で選出された当該教会の現住陪餐会員であって（教規第99条）、役員会を組織する（教規第100条）。「役員は、教師を補佐し、教会の教務に奉仕する」（教規98条）のである。役員会の議長は「教会が招聘」した（教規第106条）教師であり、教師は教会総会の議長でもある（教憲第7条及び教規第96条）。

以上のような、教団総会、教区総会、教会総会の関係を見ると、宗教法人日本基督教団には、教団に包括されている教会（伝道所も含む）の意見等が反映されるルートが制度的に保障されているといえることができる。同時に包括宗教法人である日本基督教団の考えや方針等が伝わるルートが存在するというのである。このことは、包括宗教法人である日本基督教団と被包括宗教法人である全国に存在する教会（非法人教会も含む）との間に情報の伝達とコミュニケーションが円滑に行われ、相協力して、日本基督教団という宗教団体の目的が達成されていくことが期待されているのだ⁽⁹⁾、と思われる。

3 教団の目的と教勢

(1) 教勢動向の重要性

要するにキリスト教という宗教の教義（福音）をひろめ、キリスト教の信者を起こし、信者を育成していくことによって、キリスト教信者の数を増やし、信者を成長せしめていくことが教団の目的なのである。教団（と教会）の目的は、キリスト教の信者の量的・質的成長（信仰の成熟）であるといえることができる。信者の質的成長は外的情報として数量化することは困難であるが、信者の量的成長は数量的に計測することが出来る。本稿で確認しようとする教団の現状（教勢）は教団の信者の数量的動向である。

教団（と教会）にとって信者の数量的動向は決して軽視（ないし無視）してよい情報ではない。重要な情報であるからこそ、「教勢及び教務に関する事項」が、教団総会においても（教規第8条）、教区総会においても（教規第66条）、教会総

会においても（教規第97条）、総会で取り扱うべき事項（法定議案）の第一番目に挙げられているのである。

（2）『教団年報』のデータ

以下、本稿で取り扱うデータは、『日本基督教団年鑑』（『教団年鑑』と略する）の各年度版をもとに1990年度から2016年度までの26年間のものである（付表参照）。教団は、各教会・伝道所からの年度報告を基にして、各教会、各教区と教団全体の教勢を公表している。当該年度報告のないものは前年度の報告数字を用い、前年度も報告のないものは前々年度の報告数字を用いている。3年以上報告のないものは統計から除外して集計している。例えば、2016年度の数値は、2017年3月31日で終わる2016年度報告を資料として用いており、その報告提出率は、活動している教会・伝道所1,679（付表参照）の96.5%に当たる1,613である。これに前年度、前々年度の報告数値を加えると97.2%の1,632の教会と伝道所のデータが示されている（『教団年鑑』2018年度版:225）。

教団は教勢を次の9項目に分けて報告している。（1）教会・伝道所数、（2）現任教師数、（3）礼拝出席者数、（4）教会学校（Church School : CS）出席者数とCS教師数、（5）受洗者数、（6）信徒数、（7）経常収入額、（8）経常支出額、（9）教団負担金割当額、である。（1）、（2）、（4）のCS教師数と（6）は年度末のストック値であり、（3）と（4）のCS出席者数は一年間の延べ数を実施回数で除した平均値である。（7）、（8）、（9）は一年間のフロー値である。

データが1990年度から始まっているのは、筆者が利用できた四国学院図書館にある、連続した『教団年鑑』が1992年度版からだからだ。

長期のデータであれ短期のデータであれ、データを分析することによってデータが語ることを様々な角度から読み解く努力がなされるべきだと思われる。本稿はそのためのささやかな努力の一つである。⁽¹⁰⁾

これらのデータは、教団に包括される教会・伝道所（以下、誤解が生じない限り両者を含めて教会と言う）の数字を集計したものであって、実際の個別の教会の教勢を示すものではない。⁽¹¹⁾ 個別の教会の教勢や直面している問題は様々ではない。教団全体の傾向を知ることが、個別の教会に直接役立つわけではない。教団や教区の諸機関で奉仕する教師（牧師と伝道師）も、それぞれが遣わされている教会において教団や教会の目的を達成する努力を積み重ねているのであって、個

別教会の教勢の動向はそれぞれの教会にとっては周知のことである。教団全体の傾向を知ることと個別の教会の教勢を知ることによる反応は決して同じではない。

しかしながら、個別の教会という1本の木に拘泥するあまり教団という森が火事になっているのを忘れるとやがて火の粉はそれぞれに大切な1本の木に火が燃え移ることもある。もちろん森を形成する1本、1本の木への配慮なくして森全体が健康で成長していく豊かな森になることはない。木と森は互いに独立していながら互いに助け合うことによって命を全うする一つの有機体と考えることができよう。それゆえに、空高く舞い上がり森全体を見渡すいわば鳥の視点とそれぞれの具体的な環境の中で命を全うしているいわば虫の視点の両方の視点を持つことが重要であると思われる。本稿は、鳥となって教団という森を見ようとするものである。

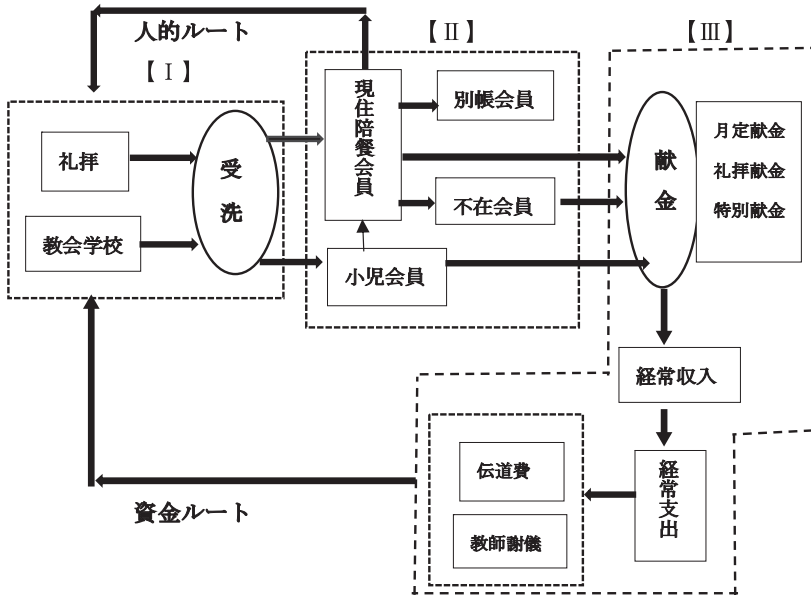
（3）教勢データのミクロ的基礎

前述の9項目の教勢データは各教会のデータを集計したものであって、その集計値の背後には教団所属教会の活動の実績が存在するのである。図3は、教勢データのいわばミクロ的基礎としての個別教会の活動の流れを図式化したものである。図3には、点線で囲んだ部分が3つある。【Ⅰ】は、教勢データの（1）、（2）、（3）、（4）、（5）が、【Ⅱ】は（6）が、【Ⅲ】は（7）、（8）、（9）がかかわる部分である。

宗教団体である教団や個別の教会の目的の一つはキリスト教の信者（信徒）数を増大させることにあるので信徒数の動向が教団の数量的現状の確認作業の最初でなければならない。

信徒の増加は、受洗者数（教勢データの（5））で示される。各教会の牧師・伝道師は、礼拝における説教者として福音を宣べ伝え、信徒と共に教会学校を運営し、教会の様々な活動を通して信徒が起こされることを目標に教会の働きをしている。信徒は、教会の働きを支える人的源泉であり、献金は、教会活動を支える資金的源泉である。前者は、図3において現住陪餐会員から【Ⅰ】への矢印によって示される「人的ルート」であり、後者は現住陪餐会員から【Ⅲ】への矢印で示される「資金ルート」である。教会の働きは、礼拝から始まり洗礼と献金を通して、再び礼拝へと戻ってくる、循環的運動であるといえる。その循環が円滑かつ上昇的な循環であることによって、教会さらには教団の量的成長が確保されるの

図3 教会の活動の流れ（人的ルートと資金ルート）



である。この循環のカギとなる指標は現住陪餐会員数であるということが出来る。

(4) 信徒の務め：「時と財と力」をささげよ

1954年10月、第8回教団総会で制定された信徒の「生活綱領」は、「われわれは、神の恵みにより父と子と聖霊との名においてバプテスマをうけ主の体(からだ)なる教会に入れられたものであるから、すべての不義と迷信をしりぞけ、互いに主にある兄弟姉妹の交わりを厚うし、常に神の栄光のあらわれるように祈り、つぎのことを相共につとめる」、として5項目を挙げる。その第一は、「教会の秩序を守り、その教えと訓練とに従い、聖日礼拝・祈禱会その他の集会を重んじ、聖餐にあづかり、伝道に^{たから}励み、時と財と力とをささげて教会の維持発展につくすこと」である。

「時と財と力」、つまりは「時間と献金（資金）と能力」とをささげて「教会の維持発展につくすことが求められているのである。図3で、現住陪餐会員から「礼拝および教会学校」へと向かう矢印（人的ルート）は、信徒が、役員として、教会学校教師として、教会活動への奉仕者として、「時間と能力」をささげるこ

とによって、教会の使命に参与する道を示している。現住陪餐会員から献金へと向かう矢印（資金ルート）は、信徒が、献金によって、つまり「財」をささげることによって、教会の働きを支える道を示している。この人的ルートと資金ルートは教会の活動にとって欠かすことのできない道である。

（5）信徒の区分

図3の【Ⅱ】には、信徒が4つに区分されている。教団の信徒は、「教会、または伝道所に所属し、その会員名簿に登録された者」であり（教規134条）、「陪餐会員および未陪餐会員」に「分けて登録」される（教規135条）。

1. 陪餐会員と未陪餐会員

「陪餐会員」とは、「信仰を告白してバプテスマを領した者」である（教規136条）。ここでいうバプテスマ（洗礼）を領した者とは、牧師によって洗礼式が行われた者（受洗者）である。洗礼を受けることによって、受洗者は教会員となる。陪餐とは聖餐にあずかることである。聖餐にあずかることができる会員なので陪餐会員という。通常、受洗者は、受洗した教会の礼拝に出席することができる範囲に住んでいるものと考えられるので「現住」陪餐会員と呼ばれる。

「未陪餐会員」とは、「幼児で父母の信仰に基づきバプテスマを領し」（幼児洗礼を受け）た者であるが「まだ聖餐に陪しえない者」である（教規138条①）。これが教勢のデータでは「小児会員」として示されている。小児会員は、「堅信礼または信仰告白式を了した後陪餐会員となることができる」のである（教規138条②）。つまり、小児会員は、将来、自らの意志で信仰を告白して現住陪餐会員になることが期待されているのである。

2. 不在会員と別帳会員

「不在会員」とは、進学や転勤等の事情によって、会員となっている教会の礼拝に出席できない遠隔地に居住している陪餐会員である。ある教会の会員（教会員）であっても転勤地や進学先の地域の教会に出席し聖餐にあずかることはできる。けれども、その人たちは、出席している教会や聖餐にあずかる教会の現住陪餐会員ではない。現住陪餐会員とは、あくまでも、会員名簿に登録されている教会に所属している信徒である。もちろん一定の手続きを経て所属教会を変える（転会する）ことはできる（教規第139条）。その場合は、新たに所属する教会の現住陪餐会員数は増加するが、以前所属していた教会の現住陪餐会員数は同じ数

だけ減少するので、教団全体の現住陪餐会員数に変化をもたらさない。

「別帳会員」は、「3年以上住所が不明であるとき」か「理由なく3年以上教会に出席せず、かつ献金その他の義務を怠ったとき」、「所属教会の役員会の議決を経て、会員別帳に移」された会員である（教規第140条）。つまり、3年以上、理由なく信徒としての義務を怠った場合（この場合は何らかの連絡方法があるので、注意を喚起することができる）か、3年以上、連絡方法がないので、注意を喚起しようがない場合である。

洗礼を受けた信徒はその教会の現住陪餐会員となり、教会を維持し教会の目的を実現していくために、それぞれなりの働きをしていくことが求められているのである。

では、現住陪餐会員数の動向はどうなっているのだろうか。

4 現住陪餐会員数の減少要因

(1) 2080年か2118年か

表4が示すように、現住陪餐会員は、1990年度の10万2,957人から2016年度の8万1,887人まで、26年間で2万1,070人（20.5%）減少した。仮に、現住陪餐会員数の26年間の減少ペースが今後も続くとすれば、2016年度の現住陪餐会員8万1,887人が半減するのは50年先であり、ゼロになるのは101年も先である。これは、過去のデータを基にした単純計算にすぎない。

しかしながら、2014年度の各教区の現住陪餐会員の年齢構成からみて、現住陪餐会員数は、2010年度の現住陪餐会員数90,184が2030年度には65,580になるという、鈴木功男氏の予測もある（鈴木 2013）。鈴木氏の想定する減少ペース（19年間で24,604人の減少）が今後も続くとすれば、現住陪餐会員がほぼゼロになるのは2080年頃である。筆者の計算した現住陪餐会員数がほぼゼロになる2118年よりも38年早くなるという計算である。鈴木氏の予測数値を用いた数字は、筆者の数字よりは悲観的な予測を表している。ともあれ、現住陪餐会員数のこれまでの減少スピードが変わらなければ、早晚、教団、そして日本におけるプロテスタント教会はかなり苦しい時を迎えることになるのは確実であると思われる。

では、現住陪餐会員の減少を食い止め、増加に転ずるには何をすればよいので

表4 信徒数とその構成比の推移

年度	信徒数											
	現住陪餐会員		不在会員		小児会員		計		別帳会員		総計	
	人数	指数	人数	指数	人数	指数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1990	102,957	100.0	26,304	100.0	9,045	100.0	138,306	100.0	65,986	100.0	204,292	100.0
構成比	50.4%		12.9%		4.4%		67.7%		32.3%		100.0%	
1995	102,758	99.8	25,649	97.5	9,159	101.3	137,566	99.5	68,838	104.3	206,404	101.0
構成比	49.8%		12.4%		4%		66.6%		33.4%		100.0%	
2000	99,055	96.2	24,649	93.7	8,992	99.4	132,696	95.9	67,973	103.0	200,669	98.2
	49.4%		12.3%		4.5%		49.4%		49.4%		100.0%	
2005	95,636	92.9	24,223	92.1	8,843	97.8	128,702	93.1	64,550	97.8	193,252	94.6
	49.5%		12.5%		4.6%		66.6%		33.4%		100.0%	
2010	90,184	87.6	22,506	85.6	8,381	92.7	121,071	87.5	61,343	93.0	182,414	89.3
	49.4%		12.3%		4.6%		66.4%		33.6%		100.0%	
2015	83,884	81.5	22,774	86.6	7,809	86.3	114,467	82.8	57,223	86.7	171,690	84.0
	48.9%		13.3%		4.5%		66.7%		33.3%		100.0%	
2016	81,887	79.5	22,463	85.4	7,616	84.2	111,966	81.0	57,043	86.4	169,009	82.7
	48.5%		13.3%		4.5%		66.2%		33.8%		100.0%	

(出典)『教団年報』各年度版より作成

あろうか。その方策を考えるために、現住陪餐会員数の減少の要因を整理しておく必要がある。

(2) 現住陪餐会員数の増減モデル

連続する年度を添え字1と2で表すとすれば、第2年度末の現住陪餐会員数 (A_2) は、前年度末の現住陪餐会員数 (A_1) に第2年度の受洗者数 (B_2) を加え、第2年度における新たに別帳会員へ追加された数 (C_2) と第2年度に死亡した現住陪餐会員数 (D_2) の和を差し引いたものである。もちろん、別帳会員から陪餐会員に復帰する場合もある。その場合は、現住陪餐会員は増加する (C'_2)。

$$(1) A_2 = A_1 + B_2 + C'_2 - (C_2 + D_2)$$

したがって、第1年度末に比しての第2年度末の現住陪餐会員数の増減 ($\Delta A_2 = A_2 - A_1$) は (2) 式で表される。

$$(2) \Delta A_2 = B_2 + C'_2 - (C_2 + D_2)$$

次に、第2年度末の別帳会員数 (E_2) は、第 (3) 式が示すように、第1年度末の別帳会員数 (E_1) に、第2年度中の新たに加わった別帳会員数 (C_2) を加えた数から、第2年度に現住陪餐会員に復帰した別帳会員数 (C'_2) と別帳会員の死亡数⁽¹³⁾

(D'_2) とを加えた数を減ずることによって得られる。

$$(3) E_2 = (E_1 + C_2) - (C'_2 + D'_2)$$

したがって、第1年度末に比しての第2年度末の別帳会員数の増減 ($\Delta E_2 = E_2 - E_1$) は、(4) 式で表される。

$$(4) \Delta E_2 = C_2 - (C'_2 + D'_2)$$

(4) 式から得られた $C_2 = \Delta E_2 + (C'_2 + D'_2)$ を (2) 式に代入すると、(5) 式が導かれる。

$$(5) \Delta A_2 = B_2 - (\Delta E_2 + D_2 + D'_2)$$

第2年度の現住陪餐会員の増減は、第2年度の受洗者数から、当該年度の別帳会員の増減数と当該年度の死亡者数との和を差し引くことによって示されることがわかる。⁽¹³⁾

現住陪餐会員が減少する ($\Delta A_2 < 0$) という教団の現状は、 $B_2 < (\Delta E_2 + D_2 + D'_2)$ だからである。つまり、受洗者数が別帳会員の増減数と死亡者数の和よりも少ないということである。ここから、現住陪餐会員を増加するには ($\Delta A_2 > 0$)、受洗者数を別帳会員数の増減数と死亡者数の合計数よりも大きくすることが必要であることがわかる。これは自明である。(5) 式はまた、現住陪餐会員数を増加するためには、受洗者数と別帳会員数の増加数との差が死亡者よりも大きくなければならないことを示している ($(B_2 - \Delta E_2) > D_2 + D'_2$)。

(3) 数例と戦略変数

2015年度を第1年度、2016年度を第2年度として具体的な数字を当てはめてみよう。 $\Delta A_2 = A_2 - A_1 = 81,887 - 83,884 = -1,997$ (表4参照)、 $B_2 = 936$ (表5参照)、 $\Delta E_2 = E_2 - E_1 = 57,043 - 57,223 = -180$ 。これらの数値を、(5) 式に代入すると、 $D_2 + D'_2 = 3,113$ となる。これは、2016年度の会員の死亡数が3,113人であることを示している。もちろんこれは実際の数字ではなく、理論上の数式にデータを当てはめたにすぎない。しかしながら、実際の死亡者数は、わからないとしても、過去のデータから実際にありそうな死亡者数 ($D_2 + D'_2$) を、例えば3,000とするならば、現住陪餐会員数を増加に転ずるために必要な B_2 と ΔE_2 の長期的変動経路を描いていくことができる。これらを戦略変数としてその長期的経路を実現していくための具体的方策を探求することは課題の一つである。

それでは、これまでの受洗者数の動向はどうであったろうか。

1. 受洗者数の増加

表5は受洗者数の推移を示したものである。それによると、大人と小児を合わせた受洗者数の総計は1990年度では年間3,225人であったものが2016年では年間の受洗者が993人と26年間で69.2%減少している。小児というのは、幼児を両親の信仰において受洗させるものであるから、ここでは大人の受洗者数のみが現住陪餐会員数の増加数と考えておく。

大人の受洗者数は1990年度では年間2,936人であったが、2016年度では年間936人と26年間で68.1%減少している。1990年度からの大人の受洗者数の累積数は43,646人である（付表参照）。毎年大人の受洗者数が減少しているが26年間の受洗者が現住陪餐会員としてとどまるならば現住陪餐会員数は、14万6,603人になっていたはずだ。しかし現実には、81,887人である。その違いは、別帳会員の増加と現住陪餐会員と別帳会員の死亡数との和であると考えられる。

表5 受洗者数の推移

年度	受洗者					
	大人		小児		総計	
	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1990	2,936	100.0	289	100.0	3,225	100.0
構成比	91.0%		9.0%		100.0%	
1995	1,877	63.9	195	67.5	2,072	64.2
構成比	90.6%		9.4%		100.0%	
2000	1,995	67.9	244	84.4	2,239	69.4
構成比	89.1%		10.9%		100.0%	
2005	1,345	45.8	102	35.3	2,246	69.6
構成比	59.9%		4.5%		100.0%	
2010	1,395	47.5	101	34.9	1,496	46.4
構成比	93.2%		6.8%		100.0%	
2015	1,358	46.3	80	27.7	1,438	44.6
構成比	94.4%		5.6%		100.0%	
2016	936	31.9	57	19.7	993	30.8
構成比	94.3%		5.7%		100.0%	
累積数	43,626		3759		51,429	
構成比	84.9%		7.3%		100.0%	

（出典）『教団年報』各年度版より作成

現住陪餐会員と別帳会員の死亡数や別帳へ移された信徒の実数はわからないと

しても、現住陪餐会員と別帳会員の死亡数は、現住陪餐会員の年齢構成によって今後の動向はかなり確実に予測できる。受洗者が生涯を通じて現住陪餐会員であり続けるとすれば（別帳に移される信徒がゼロであれば）、会員の死亡者数（ $D_2 + D_2'$ ）を3,000と見込めば、受洗者数が3,000でなければ、現住陪餐会員数の増加は見込めない（(5) 式参照）。この数字は、1990年度の受洗者数2,936に近い。仮に、死亡者数が2,000であれば、ほぼ1,000人の現住陪餐会員数の増加が可能なのである。

2. 別帳会員数の減少

(5) 式が示すように ΔE_2 がマイナスになるなら、つまり、別帳会員数が減少するなら、 ΔA_2 の減少幅は縮小していく。仮に、2016年度の受洗者数が、2015年度の数字1,358であり、別帳会員が現住陪餐会員に復帰する数が500であれば、死亡者数が3,000であったとしても、現住陪餐会員数の減少は1,142人である。もし、各教会・伝道所に毎年1名の受洗者が与えられれば、毎年、1,707名の受洗者が得られることになる。とすれば、これまで別帳会員であった人が500人、現住陪餐会員に復帰するとすれば、会員の死亡者数が3,000であったとしても、現住陪餐会員の減少は793人に減少する。これらの数字は仮説的な数字によって計算した単なる数字である。けれども、26年間で現住陪餐会員が10万2,957人から8万1,887人に（2万1,070人: 21.5%）減少したその減少数を漸進的に減少させて行き、ついには増加に転ずるなら、長い期間を通じて、現住陪餐会員を増加させることができるかもしれない。たとえ増加に転じないとしても、現住陪餐会員がゼロになる日が先送りされるであろう。これらの戦略変数を銘記して適切な方策を実行していくことなく、現状の推移を座視するならば「その日」は予想より早く到来するかもしれない。

もちろん、筆者が述べてきたことは、教団や教会関係者にとっては周知のことであり、筆者のモデルでの考察は恣意的であるとも指摘されよう。しかしながら、教会を含むあらゆる宗教団体は人間の世界の稀少な資源を用いてその宗教活動を行うのであるから、効果的に計画性をもってその目的を果たすために、合理的な思考も必要だと思われる。本稿はその一つの試みである。

5 現住陪餐会員の減少の原因

教団や教会関係者が、これまで、現住陪餐会員の増加要因である受洗者を起こしていくために、さらに、現住陪餐会員を別帳会員にしないようにしていくために、様々な試みをなしてきたことであろう。それにもかかわらず、現住陪餐会員が減少してきたのはなぜなのか。現住陪餐会員の減少は、これまでの試みや努力が無駄であったことを示すのか。必要だと考えられた方策の効果を発揮させるための、人的、資金的物量が足りなかったのか。現住陪餐会員の減少の原因を間違っているのか。対策は間違っていないか。対策を実行するタイミングを逸したのか。それとも、教団や個別教会が対策を講じることさえできない、「外部要因」によって効果が打ち消されたのか。したがって、現住陪餐会員数の減少を食い止める逆転させる力は、教団や教会にはないのか。

もちろん現住陪餐会員減少の原因は単一ではなく複合的なものであろう。そうであれば一層、原因探求の努力と現在の状況の理解の共有と問題解決のための諸努力の統合が必要である。まずは教団の現状を何とかしなければならないという現状認識と将来への方向性において一致することができなければ、いかなるものであれ、方策さえ議論できないかもしれない。現状意識と方向性において一致できたとしても、有効な対策をとるための前提としての現住陪餐会員の減少の原因の認識において一致することは困難であるかもしれない。原因の把握において一致できたとしても、そのための対策に関する一致はさらに困難である。対策のために用いる人的・金銭的資源が稀少だからである。稀少な資源をどれだけ、どの方面に用いるかという資源配分上の優先順位の問題があるからである。しかもこれらすべての問題を教会会議で決めていかざるを得ないのであるから、政治的意思決定の問題が伏在していると言えよう。仮にこれらすべての困難を乗り越えて、一致した対策をとることができたとしても、その効果が表れるのに時間がかかる。現住陪餐会員の減少に歯止めがかかるには何年かかるのだろうか。現住陪餐会員数が増加に転じたとき、どれほどの現住陪餐会員が残っているだろうか。彼らにそれぞれの教会を、日本におけるプロテスタント・キリスト教会を力強く立ち上げる力や熱意が残っているだろうか。問題の一つは時間である。

しかしながら、ことは、宗教「団体」の問題であるが「信仰」にかかわる問題

でもある。この世のすべての問題は人間の努力を超越した「神のみ旨」によって成るのであるから、現住陪餐会員の減少も増加も「神の御意思」である。人間の行動で問題を解決するのは困難である。むしろ現実を神の御意思の反映と受け止め私たちに課せられた責務（福音の宣教）を忠実に果たしていくことによってやがて現住陪餐会員も増加していくだろう。仮に、現住陪餐会員がゼロになってもそれが神の御意思である。そのようにすべて神にゆだねていくことこそが真に問題の解決方策である。現住陪餐会員数の減少に一喜一憂することこそ、神への不信ではないか。このように考える向きもあろう。これが「宗教」団体というものかもしれない。

（1）キリスト教への需要の減少

けれども本稿の立場は、宗教法人としての教団を通常の事業法人と同じように倒産（消滅）しうる団体としてみるものである。つまり、キリスト教という宗教の信徒（現住陪餐会員）が減少するということはキリスト教という宗教への需要が減少している証拠だと見るのである。つまり、教団の現住陪餐会員数の長期減少傾向は教会の提供するサービスへの需要が長期的に減少しているのだと考えることができる。自己の提供する生産物への需要が長期的に減少している企業は経営上の危機にあるといえる。そのような企業は自己の提供する生産物への需要が減少している企業は損益計算書（フロー情報）と貸借対照表（ストック情報）とに赤字が生じてくる。企業にとっての会計情報は企業の現状と将来動向を語っているのである。

教団の教勢データは教団の現状を示すと同時に教団の将来に対しての警告を発しているのではないか。教団や教会の提供する生産物（サービス）とは何なのか。⁽¹⁵⁾ 教会の提供するサービスへの需要は如何にして増加させ得るのか。キリスト教会の顧客を増やすには何をしたらいいのか。⁽¹⁶⁾ この点は、避けて通れぬ課題である。

（2）礼拝出席者数と教会学校出席者数の減少

前述のごとく、受洗者の減少が現住陪餐会員数の減少の大きな要因である。ではなぜ受洗者が減少したのか。人が受洗しキリスト教の信者（現住陪餐会員）になる決心をするのは教会の礼拝に出席することからはじまるのである。つまり礼拝出席者が現住陪餐会員へと変えられていくのである。

表6は礼拝出席者数と教会学校（Church school:CS）出席者数とCS教師数の

推移を示したものである。

表6 礼拝出席者と教会学校出席者および教師数の推移

年度	礼拝		出席者数				教会		学校	
	日曜朝拝	指数	日曜夕拝	指数	計	指数	出席数	指数	教師数	指数
1990	60,803	100.0	4,014	100.0	64,817	100.0	35,102	100.0	11,518	100.0
1995	60,293	99.2	3,919	97.6	64,212	99.1	25,413	72.4	10,384	90.2
2000	59,533	97.9	3,447	85.9	62,980	97.2	21,099	60.1	9,445	82.0
2005	58,597	96.4	2,628	65.5	61,225	94.5	18,471	52.6	9,130	79.3
2010	56,240	92.5	2,622	65.3	58,862	90.8	15,918	45.3	8,341	72.4
2015	52,913	87.0	2,604	64.9	55,517	85.7	13,290	37.9	7,856	68.2
2016	51,181	84.2	2,412	60.1	53,593	82.7	12,764	36.4	7,690	66.8

（出典）『教団年鑑』各年度版より作成

礼拝出席者もCS出席者も当該年度一年間の平均数である。礼拝は日曜朝礼拝と夕礼拝に分けてある。夕礼拝は主として様々な事情で朝の礼拝に出られない人のためになされている。朝礼拝と夕礼拝の両方に出席する人もいるだろう。礼拝出席者の数は教会への関心度（教会サービスへの需要）を示す指標と考えられる。朝礼拝の出席者は1990年度から26年間で15.8%減少、夕礼拝は39.9%減少、総計数では17.3%減少している。2016年度末の現住陪餐会員は8万1,887人であるので、現住陪餐会員の全てが日曜の礼拝に出席しているわけではない。現住陪餐会員とて諸事情で礼拝に出席できないときがある。2016年度の礼拝出席者5万3,593人の内どれだけが現住陪餐会員なのであろうか。受洗者は礼拝出席者の内、未現住陪餐会員から出てくるのである。2016年度の大人の受洗者936人は、継続的に礼拝に出席している未現住陪餐会員から生まれてきたのである。継続して礼拝に出席している未現住陪餐会員が洗礼を受ける決心をするように導いていくことは教会の重要な目標である。

CSの出席者は63.6%の減少、CSの教師数は33.2%減少している。CS教師は、教会員の中からCS教師としての役割が与えられる。CSは、幼稚園児から高校3年生までを対象にその教会の実情に応じて運営されている。彼らは礼拝説教が理解できるようになると日曜礼拝に出席する。中学生でも高校生であっても、自分で決心して洗礼を受け、現住陪餐会員になる。そのCSの平均出席者が、3万5,102

人から1万2,764人と減少したことは次世代の現住陪餐会員を生み出す可能性が小さくなっているといえる。

本稿で検討してきた1990年度から2016年度までの教勢データの中で最大の減少率を示すのはこの教会学校の出席者数である。なぜこのように教会学校の出席者数が減少したのか。その理由は現住陪餐会員が減少した理由と決して無縁ではない。

なぜCSの生徒数が減少したのか。ここには、教会だけではなく、特に、CS教師の悩みがある。CS教師は青少年に寄り添いながら彼らの心と魂の成長を見守りながら彼らが信仰者となっていくことを支援する。CS教師は、教会の働きにおいて重要な意義を持っているからだ（図3参照）。現住陪餐会員の減少、ことに青年のCS教師が不足するということは、次世代の教会活動の担い手（働き人）の減少、次世代の育成という点で一抹の憂慮をもたらす。ここにも、現住陪餐会員の年齢別構成の老齢化が教団や教会の将来について危機感を抱かせる現実的根拠があるといえる。

我々は、4、5節において、現住陪餐会員の長期減少について、データで確認した。これは図3の【Ⅱ】の部分のかかわる議論であった。次節では、現住陪餐会員減少が及ぼす財政的な影響（図3の【Ⅲ】）を検討する。

6 教会の財政構造と現住陪餐会員数の重要性

(1) 教会の収入構造

教規第115条①には「教師の謝儀および教会の負担金、その他教会に必要な経費は信徒の献金、寄付金および教会財産から生じる果実、その他の収入によって支弁するものとする」と規定されている。表7には、教会の経常収入とその内訳が、月定献金、礼拝献金、特別献金の3つに分けて示されている。経常収入総額は、1990年度と2016年度ではほぼ同額であり、献金総額が経常収入総額に占める割合は1990年度で95.5%、2016年度では97.0%である。教会の経常収入は献金の動向に依存していることがわかる。

「月定献金」は、教会員が毎月の金額を決めてささげる、教会財政の基礎とな

るものである。教会維持献金とも呼ばれる（『信徒必携』:77）。これは、現住陪餐会員と不在会員による献金である。不在会員は、教会籍を移動させない限り、洗礼を受けた教会に献金をささげる義務がある。不在会員が教会籍を移動させた場合、移動先の所属教会の現住陪餐会員となりその教会に月定献金をささげることになる。移動元の教会では、現住陪餐会員数の数と月定献金額は減少するが、教団全体にとっては現住陪餐会員数も月定献金額も変わらない。

表7 経常収入と支出の推移

年度	経常収入		主要収入（単位千円）						経常支出		主要支出（単位千円）			
	計(千円)	指数	月定献金	指数	礼拝献金	指数	特別献金	指数	計(千円)	指数	伝道費	指数	教師謝儀	指数
1990	11,177,273	100.0	5,989,201	100.0	1,775,775	100.0	2,908,208	100.0	8,053,773	100.0	692,242	100.0	5,053,569	100.0
構成比	100.0%		53.6%		15.9%		26.0%		100.0%		8.6%		62.7%	
1995	12,964,134	116.0	6,948,729	116.0	2,082,146	117.3	3,55,755	115.4	9,467,268	117.6	791,143	114.3	5,958,055	117.9
構成比	100.0%		53.6%		16.1%		25.9%		100.0%		8.4%		62.9%	
2000	13,127,309	117.4	7,125,273	119.0	2,142,078	120.6	3,425,380	117.8	9,830,155	122.1	714,660	103.2	6,211,118	122.9
構成比	100.0%		54.3%		16.3%		26.1%		100.0%		7.3%		63.2%	
2005	12,538,181	112.2	6,791,624	113.4	2,128,844	119.9	3,235,912	111.3	9,535,777	118.4	629,899	91.0	6,146,400	121.6
構成比	100.0%		54.2%		17.0%		25.8%		100.0%		6.6%		64.5%	
2010	11,817,752	105.7	6,323,894	105.6	2,057,870	115.9	3,142,362	108.1	9,023,287	112.0	542,615	78.4	5,892,667	116.6
構成比	100.0%		53.5%		17.4%		26.6%		100.0%		6.0%		65.3%	
2015	11,244,017	100.6	5,831,025	97.4	2,034,761	114.6	3,081,499	106.0	8,521,343	105.8	484,258	70.0	5,531,191	109.5
構成比	100.0%		51.9%		18.1%		27.4%		100.0%		5.7%		64.9%	
2016	10,912,443	100.0	5,683,989	94.9	1,972,704	111.2	2,924,442	100.6	8,350,647	103.7	468,738	67.7	5,451,651	107.9
構成比	100.0%		52.1%		18.1%		26.8%		100.0%		5.6%		65.3%	

（出典）『教団年鑑』各年度版より作成。

「礼拝献金」は、礼拝出席者が、現住陪餐会員であれ、そうでない者であれ、礼拝式の中でささげる献金である。「特別献金」は、受洗、結婚、就職、逝去、その他の特別な出来事があったとき（それを記念して）とかクリスマス、受難節（週）、復活日や聖霊降臨日（ペンテコステ）等、教会の祝節に際してささげるものである。または、献金者がその使途を明記してささげる献金である（『信徒必携』:78-79）。

献金額はすべて各自が自発的に決めるものなので教会の予算策定においては、現住陪餐会員数や礼拝出席者数の動向は重要な要因である。

それぞれの献金総額は、1990年度に比して2016年度は、月定献金が5.1%の減少、

礼拝献金が11.1%の増加、特別献金は0.6%の増加を示している。収入総額に占める各献金の割合は、月定献金が1.5%^{ポイント}の減少、礼拝献金は2.2%^{ポイント}の増加、特別献金は0.8%^{ポイント}の微増である。

献金額の変動は、献金をする人の数と1人当たりの献金額を乗じたものである。一人当たりの献金額は、献金総額を献金者数で除することによって事後的にその平均値を知ることができる。表8は、一人当たりの献金額を示したものである。月定献金は現住陪餐会員数で、礼拝献金は礼拝出席者数で除してある。前者は、1990年度は一人当たり年間58.17千円であったものが2016年度では69.41千円となり26年間で19.3%上昇している。後者は、それぞれ、27.40千円、36.81千円、34.4%の増加である。

表8 一人当たりの献金額と負担金

年度	現陪数		月定献金			礼拝出席		礼拝献金			現陪数+		負担金割当額		
	人	千円	千円/人	指数	者数	人	千円	千円/人	指数	礼拝者数	人	千円	千円/現陪数	指数	
1990	102,957	5,989,201	58.17	100.0	64,817	1,775,775	27.40	100.0		167,774	548,664.10	3.27	100.0		
1995	102,758	6,948,729	67.62	116.2	64,212	2,082,146	32.42	118.4		166,974	684,250.00	4.10	125.3		
2000	99,055	7,125,273	71.93	123.7	62,980	2,142,078	34.01	124.1		162,035	713,296.00	4.40	134.6		
2005	95,636	6,791,624	71.02	122.1	61,225	2,128,844	34.77	126.9		156,861	653,973.10	4.17	127.5		
2010	90,184	6,323,894	70.12	120.5	58,862	2,057,870	34.96	127.6		149,046	630,824.39	4.23	129.4		
2015	83,884	5,831,025	69.51	119.5	55,517	2,034,761	36.65	133.8		139,401	626,630.10	4.50	137.5		
2016	81,887	5,683,989	69.41	119.3	53,593	1,972,704	36.81	134.4		135,480	634,665.00	4.68	143.2		

(出典)『教団年鑑』各年度版より作成 (注) 現陪とは現住陪餐会員の略

しかしこれは教団全体のマクロ数字による算数にすぎない。献金額は、現住陪餐会員数や礼拝出席者数、各教会の地域事情、人口や経済状況や、現住陪餐会員や礼拝出席者の所得状況やそれぞれの意思決定によって異なる。それゆえに、各教会の財政事情には違いが生じる。例えば、その地域の人口動向や人口の年齢別構成によっても教会の財政は大きな影響を受けるものと思われる。教会員の高齢化は、現住現住陪餐会員が少ない教会や伝道所では極めて切実な問題である。

(2) 教会の支出構造

経常支出総額は、1990年度は80億5,377万3千円であり2016年度は83億5千64万7

千円となり3.7%増加している。経常支出の内訳は各教会・伝道所で異なると思われるが教団のデータには「伝道費」と「教師謝儀」のデータが示されている。「伝道費」と言っても、その費目の内容が教団の会計基準として、厳密に統一されているのかどうか不明である。「教師謝儀」はその内容が比較的明確である。いわば、通常の勤労者の給与・俸給に相当するものであるといつてよいからである。

「伝道費」は1990年度を100.0とすると2016年は67.7で、32.3%減少している。「教師謝儀」は同じ期間で7.9%の上昇である。教師謝儀が経常支出の中に占める比率は1990年度が62.7%、2016年度が65.3%と上昇しているが、実際の教師謝儀額が増加したかどうかはそれぞれの教会や伝道所によって大きな違いがあるのではないかとと思われるし、さらには謝儀額の水準そのものも問題となる（四国教区財務部委員会（2017）参照）。

（3）経常収支額と教区負担金、教団負担金

経常収入総額の微減と経常支出総額の増加（経常支出の中には教区への負担金も含まれている）は経常収支の黒字幅が、2016年度は1990年度に比して18%の減少となって現れている（表9参照）。経常収支額の黒字幅の減少は、教会や伝道所が将来における計画のため（会堂、牧師館建築等であるとか地震や洪水等の天災や火災等の災害ため、また新たな伝道計画または不測の事態が生じた場合）の予備資金への先行きへの懸念を生むのではないと思われる。けれども、減少したとはいえ、26年間続いた経常収支の黒字は教会全体で見ると資産額が拡大したと考えられる。もちろん、実際の資産額は把握することは出来ない。資産状況（ストック）と経常収支（フロー）は異なるからである。したがって、フローの財務状況からだけでは教団や教会全体の財政的実情を判断することはできない

表9 経常収支と負担金割額

年度	経常収支		負担金割額	
	千円	指数	千円	指数
1990	3,123,500	100.0	548,664.10	100.0
構成比	27.9%		6.8%	
1995	3,496,866	112.0	684,250.00	124.7
構成比	27.0%		7.2%	
2000	3,297,154	105.6	713,296.00	130.0
構成比	25.1%		7.3%	
2005	3,002,404	96.1	653,973.10	119.2
構成比	23.9%		6.9%	
2010	2,794,465	89.5	630,824.39	115.0
構成比	23.6%		7.0%	
2015	2,722,674	87.2	626,630.10	114.2
構成比	24.2%		7.4%	
2016	2,561,796	82.0	634,665.00	115.7
構成比	23.5%		7.6%	

（出典）『教団年鑑』各年度版より作成。

（注）経常収支＝経常収入－経常支出。

経常収支の構成比は経常収支を経常収入で除したもの。負担金割当額の構成比は割当額を経常支出で除したもの。

い。ただ、26年間で5億6,170万4千円の減少スピードが持続するとすれば、他の事情が変わらないとして、2016年度末の黒字25億6,179万6千円は118年後の2014年度末には、ほぼゼロとなることが計算できるだけである。これは現住陪餐会員数がゼロとなる2018年に近い年である。

経常収支黒字幅の減少は教区、教団の財政にも問題を生じさせる。各教会の財政状況が悪化すれば当該教会の教区負担金と各教区の教団負担金にも影響を与えるからである。⁽¹⁷⁾

(4) 現住陪餐会員数の重要性

1. 政治的重要性

前述のごとく、教団は3つの総会によって、その働きを担っている。教会総会、教区総会、教団総会それぞれの議員数は、いずれも現住陪餐会員数をもとにして算出されていることから、現住陪餐会員数の政治的重要性がわかる（図2参照）。教区総会議員は、教区内の教会で、現住陪餐会員200名を超える教会は教会担任教師2名、教会の役員である信徒2名、さらに現住陪餐会員が200名を増すごとに教師と信徒役員それぞれ1名を増すことができ、現住陪餐会員が200以下の教会では主任担任教師と信徒役員各1名となっている（教規第61条）。さらに各教区から選出される教団総会議員は教師議員185名と信徒議員数185名である。信徒議員数は、先ず17教区に一律3名を配分し、残りの134議席を各教区の「教会数、教師数、および信徒数がそれぞれの全国数に占める百分比の総和の平均を基準にして定める」（教規第2条）となっている。

2. 財政的重要性

教規第152条には「伝道その他の教団の事業を遂行するに必要な経費は、教区の負担金、献金および財産から生じる果実その他の収入をもってこれにあてる」とある。教団の経費を支弁するための「教区の負担金」は、「教団総会の議決を経て定め」られ（教規第153条）、各教区の負担金の賦課率は、教区内における教会および伝道所の歳出経常費の総額を基準とし、その他適当な方法によって定める」（教規第154条）ことになっている。

教規第79条は「教区の経費は、教会および伝道所の負担金、献金、教団交付金その他の収入をもってあてる」とある。教区の経費の支弁のための「負担金は、教区総会の議決を経て定め」られ、「負担金の賦課率は、教会および伝道所の歳

出経常費総額を基準とし、その他適当な方法によって定める」（教規第80条）とされている。

以上のように、教団が教区に割り当てる負担金、それを教区が教会や伝道所に割り当てる負担金の算定に教団に所属する教会や伝道所（教団の被包括宗教団体）の「歳出経費経常費の総額」が基準にされていることが明確である。「歳出経費経常費の総額」は、当該教会や伝道所の経常収入したがって現住陪餐会員数に依存すると考えることができる。

表9によれば、17教区への負担金割当額の総計は、1990年度を100.0とすると、2016年度は、115.7と15.7%増加している。金額にして、5億4,866万4千百円から変動を繰り返しながら、6億3,466万5千円へと増加している。教区への負担が増加したということである。各教区への具体的な割当額さらには各教区内の各教会や伝道所への実際の負担金は毎年変動するとしても、17教区の経常支出総額が、1990年度は80億537万3千円であったものが2016年度では83億5千64万7千円となり、3.7%しか増加していないので（表7参照）、各教区の負担金の負担感が高まっているのではないかと推察される。教団負担金を現住陪餐会員数で除した金額は、1990年度が3.27千円であったものが2016年度には4.68千円へと、43.2%上昇している（表8参照）。

7 教師と信徒

我々は、教団の教勢データをもとに教団の現状を見てきた。教団は1990年度から2016年度までの26年間継続的に現住陪餐会員の減少を示している。その結果、財政上の困難に直面していることを見てきた。現住陪餐会員数の減少が財政上の問題を引き起こしているということができる。教団の現在の課題の核には現住陪餐会員の減少があることが示された。

現住陪餐会員の増減に最も重要なかわりを持つのは教師である。現住陪餐会員数を増加させるには、受洗者を増加させることと別帳へ移る会員を減らすことである。教師は、第一義的には礼拝の説教者であり、説教によって受洗者を起こしていくことを目指しているのである。と同時に信徒の信仰の指導と訓練をしてゆき、受洗者が生涯、信仰者として成長していくこと（現住陪餐会員を別帳会員

にしないこと)をも託されているというべきであろう。信徒は、一生、キリスト者として生きていくことの願いと希望を持つ者である。決して、受洗したら直ちに成熟した信仰者になるわけではない。教師の指導と助けを得て自らが信仰者としての完成を目指して歩んでいくのだといえる。

教規には、教会担任教師は、「(1) 礼拝、伝道および信徒の信仰指導、(2) 聖礼典の執行、(3) 結婚式、葬式その他の儀式」を執行することが規定されている(第104条)。

本節ではわれわれは、図3の点線の囲み【I】つまり教会が提供する生産物(サービス)の供給側を検討していく。

表10は教会・伝道所数と現任教師数のデータである。

表10 教会・伝道所数および現任教師数の推移

年度	教会・伝道所数					現任教師数								
	第1種 教会	第2種 教会	伝道所	計	左の内 活動中	教会担当			その他			教師 総計	左 の 内	
						正教師	補教師	計	正教師	補教師	計		正教師	補教師
1990	780	673	254	1,707	1,663	1,581	304	1,885	218	52	270	2,155	1,799	356
構成比	45.7%	39.4%	14.9%	100.0%	97.4%	73.4%	14.1%	87.5%	10.1%	2.4%	12.5%	100.0%	83.5%	16.5%
1995	783	686	259	1,728	1,685	1,621	267	1,888	219	64	283	2,171	1,840	331
構成比	45.3%	39.7%	15.0%	100.0%	97.5%	74.7%	12.3%	87.0%	10.1%	2.9%	13.0%	100.0%	84.8%	15.2%
2000	786	704	240	1,730	1,689	1,596	273	1,869	229	63	292	2,161	1,825	336
構成比	45.4%	40.7%	13.9%	100.0%	97.6%	73.9%	12.6%	86.5%	10.6%	2.9%	13.5%	100.0%	84.5%	15.5%
2005	791	713	228	1,732	1,694	1,646	233	1,879	232	63	295	2,174	1,878	296
構成比	45.7%	41.2%	13.2%	100.0%	97.8%	75.7%	10.7%	86.4%	10.7%	2.9%	13.6%	100.0%	86.4%	13.6%
2010	795	726	203	1,724	1,691	1,604	225	1,829	252	51	303	2,132	1,856	276
構成比	46.1%	42.1%	11.8%	100.0%	98.1%	75.2%	10.6%	85.8%	11.8%	2.4%	14.2%	100.0%	87.1%	12.9%
2015	781	735	195	1,711	1,681	1,553	210	1,763	237	42	279	2,042	1,790	252
構成比	45.6%	43.0%	11.4%	100.0%	98.2%	76.1%	10.3%	86.3%	11.6%	2.1%	13.7%	100.0%	87.7%	12.3%
2016	781	735	191	1,707	1,679	1,562	188	1,750	232	45	277	2,027	1,794	233
構成比	45.6%	43.0%	11.2%	100.0%	98.4%	77.1%	9.3%	86.3%	11.4%	2.2%	13.7%	100.0%	88.5%	11.5%

(出典)『教団年鑑』各年度版より作成

(1) 教会・伝道所数

教会・伝道所数は1990年度と2016年度では1,707と同数である。第1種教会も1991年が780、2017年は781とほぼ同数である。26年間の変化は第2種教会が673か

ら735へと62増加し、伝道所が254から191へと63減少し、休止中の教会・伝道所が16減少したということである。

ここでいう第一種教会とは、「現住陪餐会員がおおむね50名以上を有し、教区の定めた教師謝儀の基準額、その他教会の経費および教区の負担金の金額を支弁し、教会的記王を遂行する教会」をいい（教規第87条②）、第二種教会とは、「第一種教会の条件を具備しない教会で、現住陪餐会員おおむね20名以上を有し、献金総額が教区所定の基準額に達しない教会」である（第87条③）。教会の種別も、現住陪餐会員数と財政状況を基準に区分されている。第一種教会の数が変わらないとしても、現住陪餐会員数が50名以上で財政的に自立できている教会の現住陪餐会員は減少していることが予測できるし、伝道所の数の減少と第二種教会の数の増加は、現住陪餐会員数が20名から49名の教会が増えたことを示唆しているものと考えられる。

（2）教師数

現任教師数を見ると教会担当教師は1990年度に1,885人であったが2016年度には1,750人と135人（7.2%）減少している。教会以外のキリスト教主義学校や神学校で働く教師は1990年度では270人であり、2016年度には277人で、7人（2.6%）増加している。教師総数は2,155人から2,027人と128人（6.3%）の減少である。教会担当の教師は教師総数の87.5%（1990年度）から86.3%（2016年度）へと減少している。教師の大部分が招聘された教会・伝道所での礼拝の執行者であり、人々に洗礼を授けること（信徒の獲得）を委託されているのである。したがって、教師を欠いては教団の目的は達成されえないと言えよう。

（3）教師

教憲第9条には、教団の教師は「神に召され正規の手続きを経て献身した者」とし「按手礼を領した者」を「正教師」とし、「伝道の准允を受けた者」を「補教師」とする、と規定されている。通常、前者を牧師、後者を伝道師という。「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的」（宗教法人法第2条）とする宗教団体である教団の牧師、伝道師には「教会の教会的機能および教務」（教憲第5条、第6条、第7条、および教規第101条参照）を果たす責任が与えられているのである。⁽¹⁸⁾

教師は、教団総会で選ばれる6つの常設委員会の一つである教師検定委員会が

実施する教師検定試験に合格しなければならない。補教師検定試験を受けることのできる者は、教団において「3年以上信徒であった者であって」教団が指定する大学ないし大学院を修了した者である（教師検定規則第3条⁽¹⁹⁾）。正教師検定試験の受験資格は「本教団所属の補教師であって、教団総会議長の任命または承認を受け、2年以上もっぱら伝道に従事した者でなくてはならない」とされている（同第8条）。それぞれの検定試験の受験科目も明記してある（同第4条、5条、6条）。教師検定試験は人の魂（と霊）の世界の教師を送り出すための制度的担保であると考えられる⁽²⁰⁾。（以上2019年5月20日校正済み）

教師は、招聘された教会の礼拝をつかさどり、説教をする。説教において神と会衆（礼拝出席者：求道者と教会員）が出会う。礼拝説教こそは、受洗者を起こす契機である。洗礼を受ける決心をする人は、キリスト者として、生きていこうという決断をするのである。その決断を促す（または阻止する）要因は様々であろう。それらの要因には、教会が影響を及ぼすことのできる要因とそうでない要因がある。教会が、人々の決断に影響を及ぼしえない事柄に、教会の持てる資源を投入しても効果は少ない。教会が洗礼を受けキリスト者として生きようという人々の決断に影響を与えうる働きに、限られた資源を集中させることによってこそ、教会はその使命を果たしうるのである。

（4）説教の力の欠如

教会が、人々の決断に影響をあたえうる働き（資源）は、教師の礼拝における説教であり、教会員の働きである。言葉による「説教」はプロテスタン教会にとっての中心的役割を担う。

ところが、その説教に問題があるとして、当時、東京神学大学教授でありのち学長に就任した近藤勝彦牧師は、2000年の東京神学大学の教職者セミナーの発題で、以下のように「教師の説教の力の欠如について問題」を提起している（近藤2000）。

「今日の教会における重大な問題の一つは、・・・説教の質にあると、しばしば指摘される。・・・説教が『力ある説教』になっていないということである。・・・説教が聞く者に対して力をもって迫ってこないということである。・・・要するにアッピールしないという問題である。もちろん説教においては、聞く者に喜ばれようと、喜ばれなかりとう『真実の御言葉』が語られることが重大である。・・・その意味では、『正しい内容の説教』

でなければならない。・・・もちろん説教を聴く側の力量も問われる」と（79頁）。

説教を行う教職者セミナーでの発題であるから、近藤は、「説教の力」についての問題を中心に扱ってはいるが、説教を聴く側（会衆）、特に、「教会員側の問題」をも次のように指摘している。

『伝道』は教会の全体的な働きである。会衆全体が受容力をもって求道者を招き、受け入れなければならない。今日、いかに多くの教会が開かれた心を失った教会員によって伝道を阻害されていることであろうか。」（80頁）

近藤が言うように、説教が「説教の力」（「聴く者への力」）を失い、会衆（特に教会員）が、「説教を聴く力量」、「求道者を招く受容力」、「開かれた心」を失ったのはなぜだろうか。

この点の解明は、教団の教勢低下の阻止と回復を図る上で避けることのできない重要な課題であろうと思われる。⁽²¹⁾

（5）多様な会衆

鍵は「会衆」とはどのような人たちであるか、人は何によって動かされるか、ということの理解にあると考えられる。洗礼を受ける、キリスト者として生きるというのはその人の決断であり、その人の自由な意思決定であるからだ。

説教者が向かう「会衆」は多様である。性別、年齢、生まれ育った（文化的、自然的、生活的、経済的）環境、現在の職業や仕事、受けてきた教育、経験や体験、価値観、思想、教会に足を運んだ動機やきっかけ、抱えている問題や関心事（究極的なものであれ当面の現実的なものであれ）や悩み、物事への感受性等々、様々である。「会衆」という一人の人間がいるのではない。その多様な背景を持つすべての人に毎回、「魂の深みに語りかけ、魂の底からその人を揺り動かす」（92頁）説教をするのは、至難である。

意を決して初めて教会に足を踏み入れた人が、その日の礼拝説教によって「魂が揺さぶられる」という経験をすることは、あっても、稀であろう。洗礼を受け現住陪餐会員となった教会員であろうとも、礼拝説教からの刺激が全くないなら、やがて教会から足が遠のくかもしれない。特に、学生や社会人にとっては、礼拝出席を億劫にさせる事情はふえている。学生は学生仲間との、社会人は教会以外の人との「付き合い」を無視できなくなってくる。家庭を持ち家族が増えると、また別の問題が生じてくる。児童や生徒たちは、様々な学校行事や塾での勉強等々

によって、CSや礼拝に出席する時間を持つことができなくなるかもしれない。現実の生活の中で、CSや礼拝に出席する回数が少なくなる。会衆一人ひとりにはそれぞれに事情がある。礼拝出席がままならない時期がある。こうして別帳会員数が増加し、現住陪餐会員は減少する。

(6) 信徒の力量不足

近藤がいうように「説教の力」がなくなっていることが事実であるとしてもその原因は説教者の説教だけにあるのではない。いわゆる「会衆の質」の問題もある。説教を聴くということは、ラジオの短波放送を聴くようなものである。テレビのようにリモコンのボタンを押したり、パソコンでアドレスを打ち込んだりマウスでクリックするのではなく、ラジオ放送の周波数に、自分でダイヤルを合わせるようなものである。ラジオ放送の周波数と視聴者によるダイヤル操作が一致しなければラジオ放送は聞けない。説教がよく準備された「真実の御言葉が語られ、正しい内容の説教」であったとして、それを聴く側（教会員）に、説教の周波数に同調するための準備がなければならない。それを近藤は「聴く側の力量」といっているのだと考えられる。

「説教は礼拝の中で会衆に御言葉を語り、会衆を養い、戒め、導き、会衆とともに伝道する」と近藤は言う（81頁）。けれども、「開かれた心を失った教会員によって伝道が阻害されている」ともいう（80頁）。今日の伝道の不振の原因は「説教の力の欠如」だけでなく「教会員の働きの力の欠如」にもあるというのである。

初めて教会に来た人、初めて礼拝に出席した人への教会員の接し方、教会員同士の関係等、教会員側にも「伝道不振」の原因があるのだ。牧師の説教に足りない点を補う教会員の働きがあつて、「説教はよくわからない、けれども、教会の人はとてもファミリアであり私を歓迎してくれていることがわかる、来週も教会に行こう」と思わせることになるのではないか。しかし、教会員の働きは、ただに、「教会の人たちはファミリアであり、歓迎してくれるという親しい人間関係」の構築のみではない。

教会に足を踏み入れる人たちには何らかの「求め」があるはずだ。教会はその「求め」に応えてくれるのではないかという期待が「魂の奥深く」にあるのだと考えることができるのではないか。その「求め」は本人にもわからないことであ

るかもしれない。説教がそのような人の潜在的な「求め」を自覚させ、顕在化させることこそ「説教の力」であろう。

教会員が「求める人」と親しくなっていけば、そして信頼関係を築いていくなれば、やがて、キリスト教について、信仰について、教会についての様々な疑問をぶつけられることもあろう。個人的な課題や悩みを打ち明けられるかもしれない。そのとき、教会員が応え語ることばやその語り口が「求道の人」をさらに教会に結び付けるのに力を持つのではないか。教会員は求道者の様々な疑問や問いかけにその人なりの応答ができるとよい。このような「教会員の働き」こそが、教会員の「説教を聴く力量」、⁽²²⁾「求道者を招く受容力」、⁽²²⁾「開かれた心」を養う道であろう。

（7）同じ小舟の漕ぎ手

洗礼を受けたということは、教会員になったということであって「（成熟した）信徒」になったということではないのではなかろうか。牧師は教師試験をパスし按手礼を受けて「牧師」になったということではないのではなかろうか。洗礼や按手礼受けることは、信徒や牧師になっていくための道を歩んでいくという「決断」をしたということであり、はじまりの一步に過ぎない。教師も教会員も、不断の成長（成熟）への努力・研鑽が求められているということではなかろうか。教師と教会員とはそういう意味で「弟子仲間」あり「同道二人」であり、偶然乗り合わせた「同じ小舟の漕ぎ手」だといえるのではないか。

このような教師（牧師）と信徒（教会員）の関係を、『信徒必携』は次のように述べている。

『『教師』はイエス・キリストを信じる者たちの中から、特に神の召命（選ばれる招かれること）を受け、教会によって任職されて、説教と聖礼典（洗礼と聖餐）の執行、および伝道や牧会に専心たずさわる人々である。これに対して『信徒』とは、教師と身分上の違いはないが、職務においては教師とは別の形で、証と奉仕と交わりを担う人々である。』

（日本基督教団東京教区（2005）、10頁）「教会の秩序の中で『教師』『信徒』とは、それぞれの固有の使命と役割を神から与えられている。したがって、いずれも、主なるキリストの召しと導きのもとに、互いに奉仕し合い、連帯して、教会の生命と使命を担うのである。」

（同、11頁）。「教師は、神に専心仕えるものとして、尊ばなければならない。万人祭司（キリスト者全員が、他者を神に導く祭司であるという考え）というプロテスタント教会の

原則は、信徒の使命を重視するものである・・・」(同、67)。「信徒と教師との間には、深い信頼関係が必要であって、相互に愛と理解によって助け、励まされなければならない。よい教師によってよい教会が形づくられ、よい信徒が生まれる。同時にまたよい信徒によってよい教師がつくられるとも言われる」(同、67-68頁)。「教師の喜びは、教会が平和であり、その内容も数もしだいに充実し、信徒とその家庭が信仰に進み、いつも幸福であることである。信徒が教師を喜ばせる道は、何よりもりっぱなキリスト者になり、つねに教会を中心にして生活することである」(同、69頁)。

8 召命と喜びの共同体－ひそかな期待

通常以上に長くなった本稿の終わりに当たって、筆者のひそかな期待を記しておきたい。筆者は、これまで、我が国の多様な宗教団体の現状とその中での小さな規模のプロテスタント教会の団体である日本基督教団の教勢データで見えてきた。教団の教勢は着実に低下している。現住陪餐会員が2016年度末で8万2千人弱のプロテスタント教会の行く末を憂慮する人たちは、多様な宗教が存在する日本において多くはない。しかしながら、教団所属の教会の教師や信徒にとっては、決して小さな問題ではない。本稿は、教団の教勢低下の現状をデータで確認することだけが目的ではない。データはデータである。そのデータが語る叫びを聴くことによって、教団はその教勢を阻止し、回復する力を結集していくことができるのではないかと考える。本稿、そのための糸口の一つにすぎない。

もちろん、本稿で述べていることは、教団の教師や信徒にとって目新しいことではない。それぞれの教会は、その所在する地域で奮闘しているのである。問題もそれに対する対策も工夫も異なる。本稿で用いたデータは各教会からの報告を集計したマクロの数字である。教団は、地域ごとに教区をおいている。各教区や個別教会のデータは、各教区レベルでより詳細に得られ、問題とそれへの対策もきめ細かく工夫できるのではないか。これらの問題は、教団や教区の課題であろうと思われる。

伝道は教会の全体的な働きである。教師も教会員も、今日、教会や教団が直面している様々な問題を「開かれた心」で受けとめ、互いに虚心に、語り合い、共に担うべき課題を整理して、それぞれに与えられた働きをなしていく決心と決断

が必要なのではないだろうか。問題は解決されるためにある。

教師は牧師として「召命」を受けた。教会員も信徒として「召命」を受けた。その召命に従って、教師と教会員とはそれぞれの固有の使命と役割を果たしながら教会の命と使命を担うのである。教師と教会員はそれぞれの「召命」を基礎に互いに尊敬し信頼しあってキリスト者として成長していき、結果として教会の成長を喜ぶ者である。その意味では教師と信徒は「召命と喜びの共同体の一員」と言ってもいいのではないか。

日本におけるプロテスタント・キリスト教の小さな団体である日本基督教団が直面している問題は大きく多い。けれども、「召命と喜びの共同体の一員」である教師と信徒が互いに尊敬と信頼を持って現実の問題の重荷を負いあうことができるなら、教団と教会の将来への希望が生み出されるのではないか。筆者のひそかな期待である。

付表 日本基督教団の教勢の推移：1990年度～2016年度

		(1) 教会・伝道所数				(2) 現任教師数					(3) 礼拝出席者数			(4) 教会学校		(5) 受洗者数		
年度	第1種	第2種	伝道所	計	左記の内		教会担当		その他		日曜	日曜	計	出席	教師数	大人	小児	総数
	教会	教会			中	活動中	正教師	補教師	正教師	補教師	朝拝	夕拝						
1990	780	673	254	1,707	44	1,663	1,581	304	218	52	2,155	60,803	4,014	64,817	35,102	11,518	2,936	2893,225
1991	782	672	253	1,707	44	1,663	1,606	282	216	55	2,159	60,833	4,153	64,986	33,999	11,467	1,982	1982,180
1992	785	673	255	1,713	45	1,668	1,610	288	222	52	2,172	59,027	2,828	61,855	31,642	11,309	2,383	2182,601
1993	783	675	256	1,714	42	1,672	1,604	289	239	55	2,187	61,261	3,849	65,110	29,436	10,884	2,312	2412,553
1994	783	682	256	1,721	42	1,679	1,618	274	228	61	2,181	60,802	3,791	64,593	27,348	10,671	2,243	2272,470
1995	783	686	259	1,728	43	1,685	1,621	267	219	64	2,171	60,293	3,919	64,212	25,413	10,384	1,877	1952,072
1996	782	692	252	1,726	43	1,683	1,608	287	220	69	2,184	60,260	3,679	63,939	23,978	10,217	2,204	2232,427
1997	784	696	244	1,724	44	1,680	1,594	296	231	59	2,180	59,785	3,434	63,219	22,679	9,993	1,518	1551,673
1998	786	698	242	1,726	43	1,683	1,583	291	232	64	2,170	59,941	3,529	63,470	22,000	9,752	1,900	1372,037
1999	787	703	240	1,730	41	1,689	1,591	273	224	65	2,153	60,185	3,357	63,542	22,490	9,483	1,875	1822,057
2000	786	704	240	1,730	41	1,689	1,596	273	229	63	2,161	59,533	3,447	62,980	21,099	9,445	1,995	2442,239
2001	789	703	240	1,732	40	1,692	1,544	335	236	61	2,176	60,007	3,725	63,732	20,532	9,364	2,246	1782,424
2002	791	707	233	1,731	40	1,691	1,626	259	235	60	2,180	59,095	3,063	62,158	21,189	9,404	1,511	1351,646
2003	790	706	228	1,724	38	1,686	1,629	263	231	66	2,189	59,350	3,020	62,370	19,920	9,360	1,725	1561,881
2004	791	709	227	1,727	38	1,689	1,624	257	234	62	2,177	59,152	2,811	61,963	19,383	9,266	1,867	1612,028
2005	791	713	228	1,732	38	1,694	1,646	233	232	63	2,174	58,597	2,628	61,225	18,471	9,130	1,345	1022,246
2006	792	715	223	1,730	37	1,693	1,661	244	233	64	2,202	58,691	2,633	61,324	17,872	8,830	1,424	1201,544
2007	792	717	217	1,726	37	1,689	1,600	270	232	59	2,161	58,160	2,697	60,857	17,389	8,624	1,747	1251,872
2008	794	716	215	1,725	35	1,690	1,625	246	247	60	2,178	57,284	2,365	59,649	16,797	8,604	1,170	791,249
2009	794	720	210	1,724	35	1,689	1,612	229	252	58	2,151	57,192	2,491	59,683	16,612	8,488	1,403	1151,518
2010	795	726	203	1,724	33	1,691	1,604	225	252	51	2,132	56,240	2,622	58,862	15,918	8,341	1,395	1011,496
2011	792	723	201	1,716	31	1,685	1,600	218	239	50	2,107	55,795	2,389	58,184	15,287	8,218	1,314	991,413
2012	787	729	199	1,715	31	1,684	1,585	214	240	49	2,088	55,071	2,376	57,447	14,716	8,098	1,548	961,644
2013	786	730	200	1,716	31	1,685	1,547	214	240	53	2,054	53,512	2,431	55,943	14,102	7,943	1,071	651,136
2014	783	734	197	1,714	30	1,684	1,571	211	229	50	2,061	53,317	2,578	55,895	13,502	7,913	1,277	701,347
2015	781	735	195	1,711	30	1,681	1,553	210	237	42	2,042	52,913	2,604	55,517	13,292	7,856	1,358	801,438
2016	781	735	191	1,707	28	1,679	1,562	188	232	45	2,027	51,181	2,412	53,593	12,764	7,690	936	57993

(出典)『日本基督教団年鑑』各年度版より作成

付表（つつぎ） 日本基督教団の教勢の推移：1990年度～2016年度

年度	(6) 信徒数						(7) 経常収入（千円）				(8) 経常支出（千円）		(9) 負担金
	現住						経常収入	主要収入			経常支出	主要支出	割当額
	賛会員	不在会員	小児	計	別働会員	総計	計	月定献金	礼拝献金	特別献金	計	伝道費	教師謝儀
(単位千円)													
1990	102,957	26,304	9,045	138,306	65,986	204,292	11,177,273	5,989,201	1,775,775	2,908,208	8,053,773	692,242	5,053,569
1991	102,771	26,413	9,017	138,201	66,059	204,260	11,464,006	6,178,686	1,877,200	2,898,122	8,397,953	744,266	5,248,406
1992	102,963	26,612	9,102	138,677	69,051	207,728	12,038,576	6,468,882	1,936,193	3,083,798	8,752,110	766,794	5,465,493
1993	102,911	25,849	9,167	137,927	67,998	205,925	12,203,690	6,660,805	1,954,850	3,112,541	9,010,507	773,231	5,635,350
1994	102,665	25,151	9,078	136,894	68,350	205,244	12,453,149	6,699,047	1,991,050	3,220,554	9,189,253	762,417	5,766,137
1995	102,758	25,649	9,159	137,566	68,838	206,404	12,964,134	6,948,729	2,082,146	3,355,755	9,467,268	791,143	5,958,055
1996	102,066	25,602	9,177	136,845	68,890	205,735	13,039,519	6,984,415	2,085,580	3,439,969	9,536,683	788,080	6,029,217
1997	101,304	25,549	9,064	135,917	69,025	204,942	12,982,808	7,080,787	2,105,037	3,371,635	9,774,842	770,876	6,139,177
1998	100,650	25,245	8,899	134,794	67,610	202,404	13,177,485	7,145,145	2,105,506	3,436,870	9,703,543	750,879	6,131,566
1999	100,088	24,914	8,808	133,810	67,261	201,071	13,152,401	7,147,900	2,147,528	3,422,638	9,760,572	735,117	6,178,155
2000	99,055	24,649	8,992	132,696	67,973	200,669	13,127,309	7,125,273	2,142,078	3,425,380	9,830,155	714,660	6,211,118
2001	99,198	24,233	9,009	132,440	65,816	198,256	13,331,833	7,124,883	2,254,313	3,521,068	9,788,772	697,773	6,188,846
2002	97,800	24,065	8,928	130,793	65,251	196,044	12,890,837	6,995,712	2,148,690	3,293,957	9,701,861	672,568	6,186,788
2003	97,352	24,640	8,900	130,892	64,959	195,851	13,204,575	7,062,533	2,162,189	3,354,551	9,625,570	673,367	6,143,341
2004	97,006	24,402	8,850	130,258	64,818	195,076	13,011,008	6,891,807	2,161,806	3,416,237	9,591,259	663,268	6,144,502
2005	95,636	24,223	8,843	128,702	64,550	193,252	12,538,181	6,791,624	2,128,844	3,235,912	9,535,777	629,899	6,146,400
2006	94,709	23,347	8,818	126,874	64,483	191,357	12,581,861	6,766,299	2,137,383	3,333,180	9,496,224	623,561	6,117,955
2007	94,265	23,216	8,617	126,098	64,676	190,774	12,714,480	6,729,092	2,183,014	3,448,576	9,452,823	605,012	6,143,431
2008	92,340	23,455	8,536	124,331	64,149	188,480	12,186,832	6,567,130	2,101,151	3,174,038	9,361,395	599,151	6,100,002
2009	91,666	22,664	8,476	122,806	64,654	187,460	12,041,460	6,465,871	2,091,738	3,166,714	9,168,364	572,671	6,017,030
2010	90,184	22,506	8,381	121,071	61,343	182,414	11,817,752	6,323,894	2,057,870	3,142,362	9,023,287	542,615	5,892,667
2011	89,157	22,387	8,269	119,813	58,863	178,676	11,729,170	6,244,861	2,041,290	3,101,748	8,910,523	528,224	5,844,527
2012	88,110	23,357	8,088	119,555	57,685	177,240	11,737,895	6,146,984	2,081,805	3,183,184	8,795,476	524,485	5,747,983
2013	86,131	23,123	8,006	117,260	57,435	174,695	11,319,998	5,977,204	2,012,093	3,002,807	8,698,370	514,110	5,616,854
2014	85,001	23,038	8,003	116,042	57,633	173,675	11,313,983	5,919,199	2,028,770	3,054,185	8,648,545	507,177	5,581,393
2015	83,884	22,774	7,809	114,467	57,223	171,690	11,244,017	5,831,025	2,034,761	3,081,499	8,521,343	484,258	5,531,191
2016	81,887	22,463	7,616	111,966	57,043	169,009	10,912,443	5,683,989	1,972,704	2,924,442	8,350,647	468,738	5,451,651

（出典）『日本基督教団年鑑』各年度版より作成

注

- (1) その規則の準則が、「宗教法人『日本基督教団 教会』規則（準則）」として示されている（日本基督教団事務局編（2011:165-178）。各単位宗教団体（教会）が法人格を取得するためには、この準則を模範として、当該所轄県知事に当該教会の規則を提出する必要がある。法人格を取得していない単位宗教団体が包括宗教法人日本基督教団の被包括宗教団体として定める当該教会の規則の準則は「『日本基督教団 教会』（準則）」として示されている（前掲同書、137～145頁）。その第3条には「この教会は日本基督教団に所属し、日本基督教団信仰告白を告白する」と定め、第4条には「この教会は日本基督教団の教憲、教規ならびにこの教会規則の定めるところに従って教会的機能及び教務を行う」とある。被包括宗教法人と被包括宗教団体の準則の内容が異なるのは後者が宗教法人として認証を受ける必要がないからである。
- (2) どのような規則にあっても、解釈に違いが生じ、様々な疑問が生じる。これらに応えるために日本基督教団信仰職制委員会はその時々には様々な答申を積み重ねてきた。それらの答申をまとめたものが、『教憲教規の解釈に関する答申集』（日本基督教団信仰職制委員会編 2010）である。その156頁に「教団の法制」として「戦後は、教憲、教規、宗教法人『日本基督教団』規則の三つの部分に分けた。これは宗教法人令（のちに宗教法人法）に制約される『教団』規則とは別に、教憲、教規を定めることによって教会としての信仰的自律性を確保しようとしたものである。教憲、教規は教会本来の秩序をさだめるものであり、『教団』規則は、宗教法人法に基づく財産の所有、維持管理のための規則である」と書かれている。宗教法人法に基づく教団規則は、「宗教法人『日本基督教団』規則」のことである（日本基督教団事務局編（2011）: 148-164）。
- (3) これらの信者数の中には「各宗教団体が、それぞれ氏子、檀徒、教徒、信者、会員、同志、崇敬者、修道者、道人、同人などと称するものの全てを含んでいる」のである（文化庁編（2017）: 31）。
- (4) 宗教団体数と宗教法人数の差、316は法人格を取得していない教会と考えることができる。したがって、教団は、1,396の法人格を取得している教会とそうでない教会316を包括する宗教法人であるといえる。したがって、教団は図1における宗教団体の類型【1】である。
- (5) 認証を受けた日付は1952年10月28日、登記の日付は同年12月2日である。その後規則変更認証が7回行われ2011年4月1日現在での最終規則変更認証は1987年2月24日となってる（日本基督教団事務局編（2011）: 148-178）

- (6) 教団は、責任役員の員数（第6条）と教会総会の開催月（第19条第3項）、監事の員数（第20条第1項）を空欄にした教会規則の「準則」を示している（日本基督教団事務局編（2011）：165-178）。
- (7) 教団は地域別に以下の17の教区をおいている（教規第59条①）。①北海教区（北海道）、②奥羽教区（青森県、秋田県、岩手県）、③東北教区（宮城県、福島県、山形県）、④関東教区（新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県）、⑤東京教区（東京都（江原町3丁目を除く）中野区、杉並区、市部および西多摩郡を除く）、千葉県）、⑥西東京教区（東京都中野区（江原町3丁目を除く）、杉並区、市部、および西多摩郡）、⑦神奈川教区（神奈川県）、⑧東海教区（長野県、山梨県、静岡県）、⑨中部教区（富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県）、⑩京都教区（京都府、滋賀県）、⑪大阪教区（大阪府、奈良県、和歌山県）、⑫兵庫教区（兵庫県）、⑬東中国教区（岡山県、鳥取県）、⑭西中国教区（広島県、山口県、島根県）、⑮四国教区（香川県、愛媛県、徳島県、高知県）、⑯九州教区（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）、⑰沖縄教区（沖縄県）、である。各教区は、教団総会議長の承認を受けた、教規に則った教区規則を定めている。
- (8) 教区総会で選出される教団総会議員の性格と行動について、教団の信仰職制委員会は次のように答申している（日本基督教団信仰職制委員会編（2010））。「教団総会議員は教団全体に対して責任を負うものであって、教区、教会を代表するものではない。しかし、〈本教団はその（教団の）教会的機能および教務を遂行するために教区を置く〉という教憲第6条の趣旨に従って、〈地域共同体〉としての教区の意志を体して行動することを妨げない。」（29頁）。しかしながら、「教区総会で決議された案件に関し、反対の少数意見を付しない限り、教区総会議員としてその決議に拘束されるが、教団総会議員として教団総会の場においては、会議の本質に従い、討論の過程で教区総会の決議より自由になることがありうる」（30頁）としている。教団総会議員を選挙する教区総会議員さらには教区総会議員を選出する各教会総会の構成メンバーである教師と信徒は、教団の直面している問題や教団総会議案について十分に理解するとともに、信徒が個別教会の問題と同時に我が国のキリスト教会全体への目配りも必要となるのではないか、さらには、信徒に教団への関心を持たせるための努力が、教団や教区や教会のリーダーにも求められるのではないか、と思われる。
- (9) 教団規則第4条には「この法人の公告は、機関誌『教団新報』に1回掲載して行う」と定めている。「公告の方法」は宗教法人としての認可のための規則における必要記載事項である（宗教法人法第12条）。宗教法人法の特徴は、(1) 認証制度、(2) 責任役員制度、(3) 公告制度の3

点であるが公告制度は、宗教法人法の最も大切な柱の一つである、として次のように説明されている。「この公告制度とは、宗教法人の運営においても、とりわけ重要な、財産処分等や、被包括関係の設定又は廃止に係る規則変更等について、適切な方法により、信者その他の利害関係人にその旨を周知することを定めたものである」。「これらのことは、正式な機関で決定しても、なお信者その他の利害関係人に対して、法人運営を担う執行部と信者との意思の疎通を十分図ることを確保するために、この公告制度は設けられている」（文化庁 2014b:61）。教会規則においても「この法人の公告は、この教会の週報に2回掲載し、及び法人事務所の掲示場に10日間掲示して行う」（第5条）と定められている。『教団新報』や各教会の「週報」は法的には重要な意味を持っているのである。

- (10) 日本基督教団宣教研究所教団史資料編纂室編『日本基督教団史資料集第5巻』（2001）には、1941年から1968年までの教勢一覧がある（163-186頁）。したがって、教団の教勢の長期の動向は1968年から1990年までのデータがそろうことによって明らかになるであろう。この長期のデータを用いて、教団の教勢の分析を試みたのが、鈴木功男（2013）、（2014）、（2015）（2016）である。鈴木が教団常議員として、諸種のデータにアクセスすることが出来ることによる利点は大きい。氏は次のように述べている。「現陪数（現住陪餐会員数のこと―筆者注）を見ていくと、1948年に106,677人」、「1949年は121,844人と当時の人口比率で1.149%。その後不自然な統計があるものの、1959年宣教百年を経て1967年には、その後2度と戻らないピーク106,215人となる。1969年教団紛争により、数年間で12,025人が教団を離れたことになる。」「2007年94,709人」、「2012年90,184人。この時点での2030年傾向予測は65,580人。これが2030年問題、戦後受洗第1世代と第2世代が限りなくゼロになる年である。教会・教区・教団そのすべてに大きな影響をもたらす。」（鈴木2013:5）と。さらに、教団の信徒の年齢別構成を基に「教団・教区の機構、財政など避けて通れない厳しい状況へと繋がっていく。これが2030年問題である」と警鐘を鳴らす（鈴木2014:7）。鈴木（2015）は、教団財務委員長会議で各教区から厳しい財務報告がなされたことに触れ、「経常収入総額2000年度131億2730万円、2013年度113億1999万円に減少。つまり18億円の減少、変動率マイナス13.8%」であると報告し、「教区内での財政上の厳しさが如何に大きなものであるかが注目される」と述べている（7頁）。鈴木（2016）は、各教区内の教会に焦点を当てて、現住陪餐会員100名以上の中規模・大規模教会の減少、20人以下の小規模教会・伝道所の増加を指摘し、「寂れ行く地域にあって、ひたすら礼拝を守り、教師信徒一体の『伝道に燃える教会』・・・教団の最先端に立つ小規模教会。それがここにある」と見る（7頁）。

- (11) 『教団年鑑』には個別の教会の教勢データが掲載されている。これらのデータを時系列的に見ることによって、教区や個別の教会の過去の傾向と将来への展望を考える素材とすることができるようと思われる。もちろんそのデータから何を聞き取るかそのデータをどう用いるかは個別の教会の自由である。けれども、『教団年鑑』のデータは、貴重な資料であることに変わりはない。
- (12) 鈴木功男氏は、第38回教団常議員（信徒）であるので、より詳細で広範な教団の諸データに基づいた予測であろうと思われる。現住陪餐会員のデータは『教団年鑑』の現住陪餐会員数のデータであろうと思われる。氏が1948年から2010年の現住陪餐会員数の推移を示した折れ線グラフ上の数字を見ると1967年が106,215、76年が94,190、93年が102,963、2007年が94,709、2011年が89,157、となっている。これらの数字は筆者が用いているデータの93年と2011年の数字と同じであり、2007年は鈴木氏の数字が筆者のそれとは1小さいだけである（付表参照）。このことから見ても、鈴木氏が見ているデータは筆者が見ているデータと同じであろうと考えている。
- (13) 別帳会員の死去は、教会として、直接把握はできないので、当該会員の年齢を考慮して、別帳から逝去者名簿に移すことになる。別帳会員名簿を整理して逝去者名簿に移された別帳会員数を別帳会員の死亡数とした。 $(D_2 + D'_2)$ が第2年度の死亡者総数である。
- (14) 宗教法人法の第5章（第32条から42条）は「合併」、第6章（43条から51条）は「解散」である。教団規則にも合併（第49条）と解散（第50条、51条）の定めがある。教会規則（準則）第34条～36条は合併と解散に関する定めである。この事実は宗教法人も宗教団体も倒産（解散、消滅）し得る可能性があることを示している。自然人と同じく法人も団体も死ぬことがあるということを意味している。
- (15) ドラッカーは、「非営利機関の『生産物』 ("product") は『変革された人間 (changed human being)』である。非営利機関は人間を変える機関 (human-change agents) である。非営利機関の『生産物』は変えられた人生 (a changed human life) だ」と言う (Drucker 1990:xiv)。アメリカ映画「Son of God」(2014年制作) でペテロとイエスとのやり取りが描かれている。不漁の夜を過ごしてガリラヤ湖の岸辺に帰ってきたペテロの舟に乗り込んだイエスは、「ペテロ、私に一時間くれ、そうしたら私はお前に新しい人生 (a whole new life) を与えよう」という。ペテロは、「俺がそれを望んでいることをだれが言っているのだ」といいながらも、沖に出て再び漁を始める。イエスは、おびただしい魚がかかった網をペテロを手伝って引き上げる。ペテロは言う。「お前は何をしたんだ」。イエスは応える。「お前が自分の人生を変える

チャンスを与えているのだ。ペテロ、私と一緒に来い。魚を捕ることはやめよ (give up)。そうすれば、私はお前を人間を捕まえる漁師にする (I will make you a fisher of men)」。ペテロは言う「あんたと一緒に行って、俺たちは、何をしようというんだ」。イエスは、しばらく間を置いて、ガリラヤ湖の上に浮かぶペテロの舟から、遠くに目を向け、静かに決然と言う。「世界を変える (change the world)。人の生き方と世界のあり方を変えることがイエスの目的だという、この映画の脚本家のイエス解釈はドラッカーが考える非営利組織としての教会の目的と重なるように思える。

(16) ドラッカーは、教会は非営利機関 (non-profit-institutions) である、としている (Drucker (1990)。本書の日本版の序文で、彼は、つぎのように述べている。「最古の非営利組織 (NPO) は日本にある。日本のお寺は自治的だった。もちろん非営利だった。その他にも日本には無数の非営利組織があった。ある分野では日本が一番多い。それは産業団体であって、企業間、産業間、対政府の橋渡し役となってきた」(上田惇生訳 p.3)。ドラッカーは、「非営利機関は、通常の『収支』("bottom line) がないからこそマネージメントが必要である」、と言う。(Drucker 1990:xiv)。

(17) 2018年9月20～21日に開催された第2回全国財務委員長会議についての『教団新報』第4890・91号(2018年10月27日)の次のような報告は、各教区と教団の財政状況を示している。「各教区より、それぞれの教区の財務状況や今後の課題について報告がなされた。ほとんどの教区で、現住陪餐会員数減少に伴い、前年度と比較し、財政がより困難な状況になっている。その中でも、各教区は会議の回数や委員会の委員数を減らす等して、困難な財務状況に対応していることを報告した。」さらに「愛澤豊重予算決算委員会委員長より、2019年度の各教区負担金配賦額と2019年度教団原予算案についての説明が行われた。負担金収入は、前年度比約1.36%・金額にして337万9000円減の22億4514万4000円であり、伝道資金を含めても3億円に達しないとの説明がなされた。2019年度原予算は、前年度よりさらに緊縮したとの報告がなされた。」

(18) 教規第101条によれば、教会担任教師である正教師(牧師)が執行する「教務」として、「(1) 礼拝、伝道および信徒の信仰指導、(2) 聖礼典の執行、(3) 結婚式、葬式その他の儀式」があげられている。補教師は(2) 聖礼典(洗礼式、聖餐式)をおこなうことはできない。

(19) 2019年4月に発行された「東京神学大学後援会」(パンフレット)によれば、2001年度から2018年度までに神学校卒業生で補教師になった総数は890(100.0%)であり、数の多い順に、東京神学大学335(37.6%)、同志社大学177(19.9%)、関西学院大学154(17.3%)、日本聖書神学校118(13.3%)、東京聖書学校49(5.5%)、農村伝道神学校38(4.3%)である。

- (20) 2018年秋季教師検定試験には、61名の受験生が与えられ、その結果、「正教師の合格27名、不合格15名、補教師の合格9名、不合格3名、継続7名と、厳しい結果となった」（『教団新報』第4890－91号（2018年10月27日）第1面）。この「厳しさ」が教師への信徒の信頼と尊敬の基礎の一つとなっているのではないと思われる。
- (21) 2019年2月26～28日、補教師試験に38名、正教師試験に11名が受験した。その結果は厳しい結果であったとして、次のように報じている（『教団新報』第4899号（2019年3月30日）。「教師検定試験は、何よりも主から召命を問う試験である。同時に、伝道者として福音を語り伝えるための基本的な神学が身についているかどうかを問う試験である。・・・基本的な神学が身についているかどうかは、自分の言葉として伝える相手に届く言葉とあっているかどうかが問われる。提出試験である『説教』にその不十分さが現れていた。心に響く説教が少なかった。『説教』が豊かな福音の言葉となるためには『釈義』においてテキストを掘り下げて行かなければならない。『釈義』の基本が身につけていない受験生がいた。・・・日々聖書の御言葉に親しみ、その御言葉に生きているかどうかが問われる。・・・教団が教師をいかに立て、いかに検定し、いかに養成して行くのか。伝道者としていかに力ある御言葉を語り、主から託された伝道に依って行くのか。この課題は教師検定委員会だけの課題に留まらず、教団が神学校と共に、真剣に祈り、考えて行かなければならない重要な課題である」。さらに、同記事は、第40回総会期教師検定委員長・服部修牧師の次のような「講評」を報じている。「近年、聴衆に届く言葉を意識した説教になかなか出会えなくなってきました。聖書の説明はていねいなのですが、そこで終わってしまっている説教が多くあります。与えられたテキストと向き合い、そこで見出した喜びを、自分の言葉で、そして届く言葉で語るための務めを大切にしてくださいと思います」。
- (22) 宗教法人法が、宗教団体の目的の一つに「信者の教化育成」をあげ（法第2条）、宗教法人となった教会の教会規則に、「信徒を教化育成すること」を目的とする（第3条）とあげ、教団が教規で各教区に置くべき部の一つとして定めた「教育部」の所轄事項の中に「信徒の研修及び指導」を入れていることは、「教会員の働きの力」を育成することを大事な課題だと受けとめているのではないと思われる。しかしながら、信徒が、そういう訓練、受け身ではなく、自ら、積極的に、自己の信仰の深まりと成熟を目指して、自己研修、自己訓練を重ねることも重要ではないかと思う。私たちが、そのような努力をしようと思えばそれを可能にする環境は、今日、格段に良くなっている。自己研修、自己訓練は、「時とお金と意欲」をもってすれば、可能である。そのような信徒の努力や研鑽を支え励ますことも、教会や教区や教団や教師の働

きの一つと考えることができるのではないか。

参考文献

- (1) 文化庁 (2014a) 『宗教法人の規則 (二訂版)』 株式会社ぎょうせい、7月。
- (2) 文化庁 (2014b) 『宗教法人の事務 (二訂版)』 株式会社ぎょうせい、7月。
- (3) 文化庁編 (2017) 『宗教年鑑 (平成29年度版)』 文化庁、12月。
- (4) 土井省悟 (1979) 「人間研究の一部としての経済学」 四国学院大学人文学科編 『社会科学概論』 講義ノート』 11-20。
- (5) 土井省悟 (1986) 「驚くべきことをなしたもう神」 『関西学院通信クレセント』 60-61。
- (6) 土井省悟 (1993) 「経済・経済学・経済政策—経済学における価値判断—」 四国学院大学『論集』 84、87-106。
- (7) 土井省悟 (2001) 「建学の精神と大学の財務」 『四国学院キリスト教教育研究所年報』 8、28-55。
- (8) 土井省悟 (2003) 「カンファレンス『キリスト教と経済学』」 『四国学院キリスト教教育研究所年報』 9、32-47。
- (9) 土井省悟 (2004) 「キリスト教主義大学で三十八年」 『四国学院キリスト教研究所年報』 10、36-63。
- (10) 土井省悟 (2007) 「A long time ago in SCC」 四国学院大学宗教センター 『チャペル・トーク集』 28、21-28。
- (11) 土井省悟 (2011) 「神学と経済学—何が問題か」 四国教区宣教研究会 『2010年度伝道研究会報告書』 2-23。
- (12) 土井省悟 (2015) 「信徒としての在り方を問われ続けた日々」 『信徒の友』 2月号、22-23。
- (13) Drucker, Peter F.(1990), *Managing the Nonprofit Organization: Principle and Practices* 上田惇生訳 (2007) 『非営利組織の経営』 ダイヤモンド社。
- (14) 近藤勝彦 (2000) 「説教における『力』の回復」 近藤勝彦 (2002) 『伝道の神学：21世紀キリスト教伝道のために』 教文館、79-94。
- (15) 日本基督教団事務局編 (2011) 『日本基督教団教憲教規則および諸規則』 日本基督教団出版局。
- (16) 日本基督教団宣教研究所教団史資料編纂室編 (2001) 『日本基督教団史資料集第5巻：日本

- 基督教団の財政・統計・年表・索引（1941－1968）』日本基督教団宣教研究所、10月。
- (17) 日本基督教団信仰職制委員会編（2010）『教憲教規の解釈に関する答申集』日本基督教団信仰職制委員会、12月。
- (18) 日本基督教団四国教区（2015）「伝道協議会報告」『四国教区だより』128、7-8。
- (19) 日本基督教団四国教区財務部委員会（2017）「『教区教師謝儀基準について』のアンケート結果報告」。
- (20) 日本基督教団東京教区編（2005）〔1953〕『信徒必携（新改訂版）』日本キリスト教団出版局。
- (21) 四国学院キリスト教教育研究所編（2005）『大学とキリスト教教育』新教出版社。
- (22) 鈴木功男（2013）「最近の教勢分析から読み取れることⅠ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』2（11月24日）5頁。
- (23) 鈴木功男（2014）「最近の教勢分析から読み取れることⅡ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』3（4月20日）、7頁。
- (24) 鈴木功男（2015）「最近の教勢分析から読み取れることⅢ」日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』6（11月29日）、7頁。
- (25) 鈴木功男（2016）「最近の教勢分析から読み取れることⅣ」、日本基督教団伝道推進室『Suisinsitsu News』7（7月3日）、7頁。